

第4章 経済分野の開発

A. 総論

第4章「経済分野の開発」では、第2章「国家開発のプライオリティー」に述べられた優先事項の一つ、すなわち「経済再建の促進、および国民経済システムに基づく持続的で公正な開発基盤の強化」を支持する政策とプログラムについて述べる。この優先事項の決定は、直面する問題と課題、ならびに1999-2004年国策大綱政策指針に述べられた短期・中期の経済開発事項に基く。

1997年半ばに金融危機を端とする経済危機に見舞われて以来、インドネシアでは経済成長が止まり、インフレ率が急速に高まり、その結果、国民の生活レベルは急落し、貧困生活者および失業者が急増した。政府は1997-1999年、経済活動の活性化と福祉レベルの回復のためにさまざまな復興と改革政策を実践してきたが、その効果はなお緩慢に過ぎる。

経済危機は国家経済政策の弱点を表面化させた。過去に累積した歪みは経済危機に直面した状況の中、危機に対する国家経済の抵抗力を弱め、さまざまな社会的格差を生み、危機に対する迅速な解決能力を阻害している。開発の不均衡は地方間、都市間、あるいはインドネシアの西部と東部という地域間の不均衡を生み、社会階層間の格差を拡大し、社会不和を極めて容易に触発しやすい状況を醸成している。

一方、これからのインドネシアの経済開発は、グローバリゼーションと分極化に関連した2つの課題に直面している。第1に、効率と競争力の向上により国内産業の国際競争力を高め、経済の活力と発展の基盤を確保する。次いで、全地域の潜在的経済能力を一挙に活性化し、地方社会の自主性、事業家精神と事業能力に支持された広範な経済活動として実現されるよう、段階的な経済の分極化を実践する。ただし、経済の分極化により国家経済開発目的の総合的達成を阻害する問題が生じないように、十分な注意を払わなければならない。

過去における国家開発の経験と長引く経済危機は、開発目的の達成だけでなく、開発を実現していく過程と手段も同様に重要だとの教訓をもたらした。磐石で、健全・公正な経済の開発とは、明快なルール、正しいモラルと倫理観、さらには性差別の排斥を含めた全国民の平等な尊厳性、権利、義務、および基本的人権を尊重した価値観に基づいたものでなければならない。

これからのインドネシアの経済開発は、経済危機以前の経済の在り方とは異なるべきである。これから構築される経済システムは、より公正で、均衡が取れ、地方の役割の向上と国民全体の能力拡大(エンパワメント)を実現し、効率に基く競争力をつけ、天然資源の恒常的な活用と環境保全を保証すべきである。

第1に、経済開発は国民経済システムを主眼とし、国民福祉の均等かつ公正な向上を達成すべきである。

第2に、経済開発は地方自治の発展および具体的で一貫した積極的住民参画を基盤としなければならない。

第3に、経済開発は、人的資源の能力および技術の向上に基く効率の原則を実践し、それによりサステイナブルな開発と国際社会における競争力を高めるべきである。

第4に、経済開発は、国家経済の利益を最優先しながら、国際経済のグローバリゼーションを志向したものでなければならない。

第5に、マクロ経済の開発は、グローバリゼーションの結果として発生する不確実性を十分に考慮し、注意深く、規律正しく、責任ある態度で実施すべきである。

第6に、経済開発の実践は、政府、一般社会のいずれにせよ、透明かつ報告責任を明確にした政策に基づいて行わなければならない。特に政府は、特定の企業や企業協会を優遇することを避け、均等な距離をもって対応すべきである。

第7に、経済開発は天然資源、環境、社会システムの保全に立脚し、国民福祉の向上を目的とすべきである。

本章では、1999-2004年国策大綱政策指針の中の経済施策28項目の具体策として、短期および中期経済開発の諸問題を解決するため、経済分野各種の国家開発実践プログラムについて解説する。

B. 政策指針

1999-2004年国策大綱に述べられた経済開発に関する政策指針は以下のとおりである。

- (1) 公正で健全競争の原則に基づく市場メカニズムを足場として国民経済システムを開発し、経済成長、社会正義、公共の利益、生活水準、環境保全に留意した持続的開発を重視することにより、事業および労働機会の均等、消費者の権利の保護、および全国民に対する公正な待遇を保障する。
- (2) 健全で公正な競争を開発し、国民に損害をもたらす独占市場体制や各種のゆがんだ市場体制を回避する。
- (3) 市場メカニズムを阻む各種の障害を排除し、市場の不完全性を是正するため、規制、公共サービス、補助金、インセンティブを透明に導入し、法規定を制定し、政府としての役割を最大限に果たす。
- (4) 一般社会に対する公平な人道的精神に基き、国民、特に貧困層や身寄りのない子供たちが、一定水準の生活を送れるよう努める。そのために、政府プログラムによる社会保障基金システムを開発し、国民の事業意欲と創造性を育成する。この基金の配分については、施行法令を確立し、効果的で効率的な官僚システムを通して行う。
- (5) 海洋・農業国としての比較上の長所（農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業）に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。
- (6) 適正な金利、抑制されたインフレ率、安定して現実的なルピア・レート、生活必需品、特に大衆向け住宅と食糧の調達、適切かつ庶民の手が届く公共施設の拡充、透明、簡便、安価で迅速な許認可制度を実現するために、調整と調和を重視したマクロ政策とミクロ経済の管理を行う。
- (7) 国家歳入の増加を図り、外国からの借款への依存を減らすために、透明性、規律正しさを、公正さ、効率、効果性の原則に立った財政政策を展開する。
- (8) 国際水準にマッチした法制度を導入し、独立した機関によって監視された、健全、透明、効率的な資本市場を開発する。
- (9) 生産的経済活動を透明かつ効率的、効果的に遂行するために、政府の海外借款を最も有効に活用する。海外借款の取得のメカニズムと手続きは国民議会の承認を得なければならないと共に、法令によっても規定されなければならない。
- (10) 全国民と全地方に対して均等な事業と就業の機会を開き、優れた天然資源と人的資源を基盤とした高い競争力を養いながら、あらゆる形態の差別と障害を排斥し、国際的な競争力を高めるための産業、商業、投資政策を開発する。
- (11) 中小企業および協同組合に対して良好な事業環境と最大限の事業機会を与え、より高度な効率、生産性、競争力を持てるよう能力拡大（エンパワメント）する。国家が与える各種便宜、特に不健全な競合からの保護、教育訓練、ビジネスおよび技術情報、操業資金、事業開設用地などの提供は選択的に与えるものとする。
- (12) 国営企業(BUMN)、特にその経営が公共の利益に直結する公共事業や、国防治安産業、戦略資産の運営、および民間企業や協同組合が参画しないその他の事業分野で活動する国営企業は、効率的、透明、かつ、プロフェッショナルに運営されるよう改善を図る。国営企業のあり方と経営については法令で規定する。
- (13) 経済機構の強化のために、協同組合、民間企業、国営企業間や、大規模、中規模、小規模企業間に相互支援と相互利益をもたらす業務提携に基づくパートナーシップを促進する。
- (14) 農民、漁民の収入や生産向上に配慮しつつ、国民生活に必要な食糧と栄養が量・質ともに十分に、しかも入手可能な価格において確保できるよう、食料資源の多様性や地域ごとの制度・習慣に立脚した食糧の供給能力を開発し、これを法律的にも確立する。
- (15) 比較的安価で環境に優しいエネルギー・電力資源の持続的な調達、活用に努め、法令でその管理規定を定める。
- (16) 公正、透明、かつ生産的な土地利用を推進するために、伝統的な相続権や共同体を含め、現地住民の諸権利を優先し、調和と均衡の取れた土地利用計画に基づいた国土政策を展開する。

- (17) 開発の均等化を図り、国民の手の届く価格で公共サービスを提供し、奥地・遠隔地の孤立性を排除するために、運輸、通信、電力・エネルギー、上水を含む公共施設・インフラの建設・維持を高める。
- (18) 労働力の競争力と自立性の向上、賃金の改善、福祉の保障、労働者の保護、組合活動の自由化を目指し、労働分野の全体的かつ統合的な開発を図る。
- (19) 海外出稼ぎ労働者の能力、安全、法的保護を統合的に管理し、労働者の搾取が行われないよう注意しつつ、その質的、量的な向上を図る。
- (20) 現地資源をもとにした製品の競争力を高めるために、実業界、特に中小企業と協同組合が、わが国独自の技術を含めた科学技術の習得、開発および活用することを促進する。
- (21) 経済危機の結果生じた貧困と失業から国民が一日も早く脱出できるよう、様々な統合的努力を行う。
- (22) 実体経済、特に中小企業および協同組合の再起を目的として、インフレ率の抑制、現実的レベルでのルビア・レート安定化、適正な金利と需要に応じた融資提供などを通して、経済救済策と再建策を迅速に行う。
- (23) 国家予算の健全化対策として、予算に関する規律を厳格化し、補助金および外国借款の段階的な削減を行い、公正、公明な累進税による税収の増加と出費の節約を行い、赤字予算の削減を達成する。
- (24) 銀行業界、民間企業が公共サービスおよび経済活動において健全化、信用回復、公正化、効率化を達成できるよう、銀行部門の資本再編および民間部門の企業再編を透明な手段で迅速に行う。
- (25) 国家資産の効率と生産性を透明な手段で向上させるために、その再編、特に生産された銀行・民間企業の資産再編を推進する。ただその実施については国民議会と協議しなければならない。国家資産の管理も法令で規定されなければならない。
- (26) 国家と国民の能力に留意しつつ、IMF、世界銀行、その他国際金融機関、ならびに債権国と対外債務に関する再協議を行い、再編の迅速化を図る。実践に当たっては国民議会と協議し、透明に行わなければならない。
- (27) 輸出、特に天然資源に立脚した産業部門の輸出の量と金額を増加させ、国内企業に実害をもたらすことなく金融投資および外国直接投資を誘致するよう、二国間および多国間の経済協力を積極的に協議、推進する。
- (28) 国営企業ならびに地方公営企業、特に公共の利益に直結する企業の健全化を図る。公共の利益に直結しない国営企業については資本市場を通じて民営化を促進する。

C. 開発プログラム

以上の問題と課題を踏まえ、また1999-2004年国策大綱政策指針を規範とし、現存する資源の限界を認識したうえで、経済開発プログラムのプライオリティーを策定する必要がある。短期（1~2年）プライオリティーは、経済回復の迅速化と経済危機の間に急速に悪化した貧困、失業問題を解消するためのプログラムである。また経済回復への努力に並行して、国民経済システムに基づく持続可能な経済開発の基盤づくりとなる中期（5ヵ年）経済開発プログラムを実施する。

経済危機を通じて得られた重要な教訓は、一般社会の福祉向上に対する国民の願望は、社会正義に関する価値観とは切り離せないということである。つまり、国民全般が公平に経済成長の恩恵に預かることができるようにならなければならないということである。したがって、この改革の時代においては、成長のみを求める経済開発のパラダイムから、均等化を目指す経済開発のパラダイムへ移行するための真剣な努力を行うべきである。こうした理念に基き、1999-2004年国策大綱の政策指針では、経済開発は国民の経済力を開発し、国民を国家経済開発の中軸とする国民経済システムを基盤とすべきことが明言されている。

国民経済システムの主な構成要素は、消費者、労働者、事業家などの人的資源、および土地、水、空気を含めた人的資源の活動の場としての天然資源や環境である。国民経済システムの特徴は次の通りである。

1. 国民経済システムの第一の特徴は、公正で民主的な経済原則の確立と弱者への配慮である。この経済システムでは、消費者、事業家、労働者としての国民の潜在能力を全面的に引出し、民族、宗教、性別に関わりなく、天然資源と自然環境の活用・保全を含めた生活水準向上のための努力および各種経済活動における積極参加の中でそれぞれの能力向上に対する機会、保護、権利を供与するものである。ただし、このような活動の実践においては各人が、現行法規に従わなければならない。

2. 第2の特徴は、第1の特徴に従い、それぞれの能力に応じて、政府および全国民が弱者に対する特別な配慮、エンパワメント、保護を行うことである。特に政府は、市場を配慮した“マーケット・フレンドリー”な布石を行う。貧困削減ならびに弱小農民・漁民を含む零細・中小企業および協同組合の活性化は、国民経済システムの開発における最優先事項である。現在、それぞれの立場により経済的ハンデキャップを負っている国民に対しては、その能力を引上げ、各種のチャンスにアクセスできるような支援が必要である。貧困層に対する基本的で全般的な支援は、教育、トレーニング、医療サービス等を手の届く費用で提供することである。一方、弱小農民・漁民を含む零細・中小企業および協同組合向けの支援としては、その能力と事業の向上のために各種トレーニングを行い、資本やマーケット情報、適正技術へのアクセス向上を図る。こうした“マーケット・フレンドリー”な施策は、選択的に、透明かつ厳格に与え、効果的な監視をとまわなければならない。
3. 健全な競争環境の創出ならびにマーケット・フレンドリーな施策による介入。均衡化への努力は、最大限の効率化を旨とした競争市場創出への努力と並行して行わねばならない。たとえば、大企業と零細・中小企業との協力関係は、同情ではなく、能力主義に基いて築かれるべきである。したがって、市場独占など、国民が適正かつ公正と見なしえない経済慣行の排除や効果的な累進課税制度の開発、および経済コストの削減を目指す規制解除などを進めなければならない。
4. 国民経済活動の活性化は、農村経済の活性化と密接につながっている。したがって僻地、早魃地、危機的状況にある地域、辺境地、その他の後進地域を含む農村の開発を早めることが優先事項となっている。こうした農村の開発は、相互に有益な生産・流通網としての村落と都市の結びつきを促進するための村落インフラ整備などを通して行わなければならない。
5. 土地および森林、海洋、水、鉱物などの天然資源の公正かつ透明で生産的な活用の推進。ただしそのためには、自然環境の保全に留意しながら、伝統的な土地相続法(ulayat)などを含む現地住民の権利を優先しなければならない。

具体的には、国民経済システムに基く国民の福祉向上への努力は、複数の分野とセクターを網羅した多様な開発プログラムに基づくものとなっている。零細・小規模の農業、農園、畜産、漁業/養殖、鉱業、工業、商業、サービス業は、国民経済システムの開発における中枢をなす。

経済分野においては、国民経済システムの開発は、貧困削減、労働状況の改善、社会保障システムの開発、零細・中小企業および協同組合の活性化、農業・食糧・灌漑施設の建設、村落のインフラ・設備の開発、および天然資源・自然環境に関連する施設の建設などを、各種の努力を通じて優先的かつ直接的に行う。教育、医療などの基本的サービスと関わるプログラムについては第7章「教育の開発」と第8章「社会・文化の開発」で述べる。一方、区画整理、国土の運用、後進地域や村落の開発、および一般社会のエンパワメントに関するプログラムについては第9章「地方開発」で述べる。

1. 貧困削減と社会の基本的ニーズの充足

失業、教育の欠如、経済力の欠乏など、貧困問題はさまざまな開発分野において障害となっている。ゆえに貧困削減はいかなる理由でも遅延を許されない国家開発の最優先事項である。社会正義の原理からしても、貧困削減は、国民経済システムを確立するうえでの戦略的布石といえる。

基本的に貧困は、慢性的な貧困 (chronic poverty) もしくは構造的貧困と、経済周期が正常から危機状態へ推移した場合や天然災害が原因となって暫時、国民の収入が低下する一時的貧困 (transient poverty) との2つに分類される。一般に貧困層は、食糧、栄養、教育、保健、事業能力のような基本的ニーズを満たす力が弱く、社会経済活動へのアクセスも限られているため、貧困の特徴となるふるまいを示すようになる。貧困の特徴となるふるまいは、差別的な行動、恐れ、猜疑心、無関心、あきらめなどの態度として表れる。したがって貧困削減とは、貧困層の人々がそれぞれの能力を徐々に高めて開かれたチャンスを活かすことが出来るようになるため、彼らの能力の活性化ならびに入手可能な価格で基本必需品を充足させる努力と深く結びついている。

1.1 貧困削減

国民経済システムの特徴に従い、貧困削減としては2つの戦略が考えられる。第1は、経済危機や構造的貧困のために一時的貧困に陥った住民とその家族を保護し、基本必需品を満たすためのさまざまな努力を行うことである。第2は、構造的貧困層に対してさまざまな処置をとることである。その中には、事業を起こすための高度な能力を身につけさせ、新たな貧困が生じないように対処することなどが含まれる。慢性的貧困に対する処置は、零細商人、農民、漁民などを含めた零細・小規模事業の開発を各種の経済分野で行っていくなどの国民経済開発の努力と深く結びついている。

貧困削減は複雑で多面的な問題であり、マクロ経済政策ならびに他の章で述べたさまざまな部門を網羅した総合的な戦略が必要である。他の章で述べたさまざまな部門とは、政治・治安の安定化、サステイナブルな経済成長の加速、人口増加の抑制、保健・教育サービスの向上、零細・中小企業および協同組合の資金・技術・市場へのアクセス拡大、村落開発の促進などの部門である。

貧困削減と関わるプログラムは、多面的分野にまたがる総合的なものでなければならない。本章に述べる2つの貧困削減プログラムは主要プログラムであり、その他、貧困削減を支援する各種のプログラムは他の項および章でも述べる。

1.1.1 貧困家庭向け生活必需品供給プログラム

このプログラムの目的は、生活に必要な基本的食糧や保健、教育、住宅面の基本サービスを公平で入手可能な価格で貧困家庭や貧困層が得られるように支援することである。このプログラムの目標は、貧困家庭が持続的でなおかつ購入可能な価格で食糧需要を満たすことができるようになること、および彼等のための保健、教育サービスおよび住宅の確保である。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 基本物資の継続的な供給・備蓄
- (2) 必需品の価格管理
- (3) 基本サービス、特に保健・教育サービスの確保
- (4) 基本必需品獲得のためのサービス網の拡大
- (5) 上水設備を含む住宅環境の改善

1.1.2 貧困層の事業能力開発プログラム

このプログラムの目的は、貧困家庭・貧困層が民主主義と自立精神に則り、生産的な国民経済事業を推進していけるよう、彼らの進歩的な事業慣行を養い、事業家精神を触発し、技能を高めることにある。このプログラムの目標は、事業に必要な技能の教育・トレーニングの実施、貧困家庭の間に生産的事業を志向する行動が確立されること、貧困家庭にとって継続的に利益をもたらす生産的事業の実現である。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 事業に必要な技能の教育・トレーニングの開発
- (2) 指導とコンサルティングによる支援
- (3) 現地住民組織、地方政府、民間企業、大学に支持された協業およびパートナーシップ・ネットワークの確立
- (4) 各種資源へのアクセスの簡易化
- (5) 貧困家庭のための施設・インフラ設備の建設
- (6) 農地を持たない農民・農業労働者への新規移住地の提供

1.2 労働部門の開発

労働部門の開発は、1945年憲法第27条第2項に則り、全ての労働者に対して人間的な尊厳を保てるような職業と生活の糧を与えるべく、職場と事業経営の機会を創出することを目的とするものである。また、これが国民経済システムの特徴のひとつでもある。労働部門が直面する問題には、失業・半失業率の高さ、今なお低い労働の質と生産性、海外出稼ぎ労働者も含めた労働者保護の不備などがある。

これに関連して、1999-2004年国策大綱には、労働分野の開発を総合的、統合的に行い、労働者の能力と自立性の向上、賃金の向上、福祉の保障、労働者の保護、そして組合活動を行う権利の保護を行わなければならないことを明記している。また、海外出稼ぎ労働者については、彼等の能力、保護、擁護を目指して統合的な管理を行い、労働者の搾取を阻止することを通して、海外出稼ぎ労働者の質と量の向上を図る。

以上の指針に基づき、以下のプログラムを遂行する。

1.2.1 雇用機会の拡大増進プログラム

このプログラムの目的は、都市および村落で、各種の事業分野における就労時間を増加させることにより失業者・半失業者を削減し、海外出稼ぎ労働者の送金により外貨獲得を高めることである。このプログラムの目標は、各種事業分野における雇用機会を拡大し、自立した労働者を創出し、労働分野における情報・企画システムを完備することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 労働者自身が雇用機会を創出できるように、適正技術、企業家精神の育成、およびその他の補助技能に関するトレーニングを促進する。
- (2) 雇用者側の要望と求職者側の特徴をデータ化して分析し、求職者と雇用者が出会う機会を増やす。この活動には、労働市場に関する情報の提供と広報活動も含む。
- (3) 主として農業部門労働者の雇用増進のために新規移住地の開発と指導を行う。また、雇用機会の拡大増進のために、移住地における農業技術の革新、農業の集中化・拡大・多様化を迅速に促進する。
- (4) 海外出稼ぎ労働者の派遣、育成、指導、選抜のメカニズムを改善し、海外におけるインドネシア人労働者に対して十分な保護を与える。このようにして、海外出稼ぎ労働者の量的、質的向上を図る。

1.2.2 労働力の質と生産性向上プログラム

このプログラムの目的は、業務トレーニングおよび労働者の生産性向上を促すその他の活動を推進し、広め、向上させることにある。このプログラムの目標は、国内外の労働市場に、良質、生産的で、競争力の高い労働力を提供することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 労働能力の基準化と認証を行う機関を設置し、基準化と認証化を促進する。この活動には専門家協会、企業化連盟、労働組合、関連政府機関、各部門の専門家たちの積極的な参加が必要である。
- (2) 政府、民間または企業ベースの職業訓練機関に対する指導、活性化を行い、職業訓練の妥当性、質、効率を高める。
- (3) 生産性を重視する価値観と文化を広め、生産性向上のシステムと方法を開発する。また、生産性に関する知識をもった人材と専門家を養成する。

1.2.3 労働組織の保護と育成プログラム

このプログラムの目的は、安心して労働、事業ができる環境を醸成し、それにより労働者と事業者との間に調和的な関係をもたらす、ひいては労働者とその家族の福祉向上を目指すものである。このプログラムの目標は、企業における労働組織の役割を高め、労働条件の改善と労働の安全、衛生の保障を確立することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) インドネシアにおける組合活動の自由に関する啓蒙、促進、サポートを含む産業労使関係の育成と労働者の保護を行う。また、各企業における労働組織の形成を促進する努力を行う。
- (2) 労働ノルマ、労働の安全・衛生、および労働者に適正な生活を保障する社会保障について監督を強化する。
- (3) 海外出稼ぎ労働者、就労を余儀なくされた児童労働者、および身体障害労働者を含む労働者に対する現行法令上の保護、監督、法の確立を促進する。
- (4) 女性労働者への差別を防ぐため、労働保障を含む労働条件の改善と労働法規の適用の確立を行う。また、女性労働者が、生活費に見合う適正賃金や昇進などの直接的経済権、および生理・出産・授乳休暇等の

間接的経済権を確保できるように必要な手段を講じる。

- (5) インドネシアが批准した労働者保護に関する国際労働機構 (ILO) 条約の諸規定をフォローアップし、実践する。

1.3 社会保障基金制度の開発

1999-2004年国策大綱は、国民、特に貧困層や身寄りのない子供たちが、適正な生活を送れるよう、社会保障基金制度の開発を義務づけている。この制度は経済危機下の緊急対策として導入されたソーシャル・セーフティー・ネット制度に代わるものとして、段階的に開発されていくべきものである。社会保障基金制度の開発目的は、貧困層・貧困家庭、自然災害や失業に見舞われた者、および社会経済の変化、事故、犯罪等で被害を被った犠牲者やその家族に対し、将来の保護を提供することにある。

以上の政策指針に基き、社会保障制度ならびに社会保険プログラムの開発という2つの主要プログラムを推進する。また、これら2つの主要プログラムのほかにも、非公式にすでに行われている、例えば親戚内で支援の必要な家族を援助するなどの社会扶助システムも強化していく。このプログラムは以下のような方法で、段階的に実践する。

1.3.1 社会保証制度の開発プログラム

このプログラムの目的は、飢饉、自然災害、事故、社会暴動などの緊急事態により収入の道が絶たれたり、食糧危機に脅かされた住民とその家族をまもることにある。また政府の能力に応じて、緊急事態の対応だけでなく、医療、教育、託児所など、より高いレベルの基本的ニーズを満たすべく、このプログラムを拡大適用することもできる。社会保障制度開発プログラムの資金は、中央政府と地方政府の調整で調達される社会保障基金で賄う。このプログラムの対象グループは、特定基準以下の収入レベルの住民・家族、特に貧困家庭、身寄りのない子供たち、高齢者、障害者である。

このプログラムの目標は、より多くの貧困層、身寄りのない子供たち、高齢者、障害者に、収入および食糧危機を回避させることである。また、自然災害、事故、社会暴動などの緊急事態による死亡者数の低減を図ることである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 社会保障制度開発のための組織形成と促進。これには、社会保障制度開発のための法律、制度、手続の制定および人的資源の開発を含む。
- (2) 社会保障制度開発プログラムの準備と施行段階に必要な施設・インフラの準備。
- (3) このプログラムの対象となる社会層のデータを継続的に収集する。
- (4) このプログラムの恩恵にあずかった対象グループのモニタリングを行う。

特に、貧困層の住民の間で非公式にすでに行われている社会保障制度の援護策としては、主として次の活動を行う。

- (1) 地元文化に添った効果的な社会保障制度の開発。
- (2) 住民の間にすでに実践されている社会保障制度の拡充。
- (3) 地方政府と地元住民の社会保障制度運営能力の向上。

1.3.2 社会保険プログラム

社会保険プログラムの目的は、解雇、労働災害、病気、死亡など、不如意の事態から加入者とその家族を守ることにある。社会保険プログラムの費用は、一般社会と経済界が賄う。このプログラムの目標は、社会保険に加入した住民と家族数の増加である。一定の収入を超える国民層には段階的に、全員が社会保険プログラムに加入することを義務付けていく。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 既に行われている労働者社会保障制度および健康保険制度を含め、住民の間にすでに存在する資源を

最大限に活用し、社会保険プログラムに関連する組織の形成、開発、強化を行う。

(2) 総合的な法令、制度、および手続などを通して、社会保険プログラムの加入者を擁護する。

1.4 農業、食糧、水資源の開発

国家開発計画の中では、農業とは食用植物、園芸用植物、畜産、漁業、農園、林業を含む広義の農業を指す。ただし林業は、その機能と性格が極めて重要であるため、「農業、食糧、灌漑の開発」の項に記述したほか、「森林と土地の開発・運用プログラム」として「天然資源の継続的活用」の項の中でも個別の記述を行った。

国家開発計画の中でいう食糧とは、食糧用の植物だけでなく、炭水化物・ビタミン源（食糧植物、園芸植物）、蛋白源（畜産、漁業）、食用油（農園）を含む。さらに食糧という用語の中には、製造、販売、消費を含む食品産業とそれに関連する各種組織も含まれる。したがって食糧に関する説明は、農業と並行して行われる。一方、水資源という言葉は、1974年法律第11号によると、自然あるいは人工的に水中に生存する非動物性の天然資源を含めた水および水源に対する指導・育成活動とされている。また、経済分野の優先部門は、農業、食糧、水資源だけに限らず、漁業と林業にも特別の注意を払っている。これら2つについては「天然資源の継続的活用」の項の「海洋開発プログラム」および「森林と土地の開発・運用プログラム」で述べる。

サステイナブルな農業開発と食糧調達は、産業と国家経済の存続を保障する。しかし現在までのところ、国民経済システムの中核部分を占める農業・食糧システムは、零細・小規模の農民を多数動員しているにもかかわらず、国家経済システムの中の最も弱い部分となっている。これは産業開発と農業・食糧調達のつながりが弱いためであり、農業および農民の生産性の低さ、農民に多い貧困層、また彼らが享受する付加価値の低さに反映されている。したがって、今後の農業・食糧開発は、農民の収入増と福祉向上を目指す方向への再調整が必要である。そのためにも、農業・食糧開発のためのさまざまなプログラムは、今後、農業、食糧、および他の経済部門との間の産業関係を向上させることにより、農業および農民、特に零細農民の生産性を高め、貧困を排斥し、農民にとっての付加価値を高める方向で推進されるべきである。

このような農業・食糧開発プログラムは、社会開発、村落・地域開発、国家開発と全体的に統括された農業・食糧開発のプロセスとして実践していく。そのため、農業・食糧開発は、水資源、融資制度、技術・情報の研究開発、農業・食糧分野の住民組織を含めた補助的経済部門・活動の全体的に連結した形で行わねばならない。一方、水資源部門は、以上に述べたとおり、アグリビジネスと食糧調達プログラムの枠内で既に各種部門で実践されてきたので、これまでのところ、農業開発、食糧調達および村落・都市部の安定化に明確な貢献をしている。よって水資源部門には、農業・食糧開発部門と不可分の一部として、独自の経済部門として、あるいは多部門にまたがるマルチ機能部門として特別の注意を払うべきである。

1.4.1 アグリビジネス開発プログラム

このプログラムは、競争力が高く、零細農民・漁民に付加価値をもたらし、村落における就労・事業チャンス拡大し、地域経済の開発、経済成長の向上に貢献する農業・林業の一次産品を生産できるアグリビジネス（農業関連産業）の開発を目的とする。

このプログラムの主目標は以下の5つである。

- (1) 食糧植物、園芸植物、畜産、漁業、農園、林業の優良産品の生産性、品質、生産の向上。
- (2) 村落における就労・事業チャンスの向上。
- (3) 農業、漁業、農園、畜産、林業従事者の収入増加。
- (4) 農業・村落開発への民衆参加および民間投資の増加。
- (5) 天然資源・環境システムの保全。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 国内・国際市場において高い競争力を持ちうる優良産品の開発、および各地における優良産品の開発センターの設置。
- (2) 農業技術・情報の活用における農民・漁民の能力拡大。
- (3) 各地の開発センターにおける食糧植物、園芸植物、漁業、畜産、農園、林業の種苗産業の開発

- (4) 農業・漁業における産業開発と機器の導入。
- (5) 植付用地と農業用地の拡大ならびに森林用地と沿岸地域の最大活用。
- (6) アグリビジネス地図の開発、同産業の効率化・統合化、環境保全に立脚した農業技術の開発。
- (7) 灌漑網の開発、水資源および各地の市場設備の修復と保全を含む、各地方生産センターのアグリビジネス開発支援のための公共施設・インフラ設備の建設。
- (8) 農業・漁業従事者の各種資金源へのアクセスおよび銀行・ノンバンク金融機関、技術、情報、市場へのアクセス向上。
- (9) 食糧植物、園芸植物、畜産、漁業、農園、林業製品の多様化による土地利用の拡大。
- (10) 統合的な害虫、病害、雑草駆除努力の導入と普及。
- (11) 食糧植物、園芸植物、畜産、漁業、農園、林業製品に対する品質と品目の標準化促進ならびに国際基準に基づく品質評価の導入。
- (12) アグリビジネスにおけるマーケティングの効率の向上と情報システムの開発。
- (13) 食糧植物、園芸植物、畜産、漁業、農園、林業製品の品質ならびに付加価値を上げるための加工産業の開発。
- (14) 村落金融機関の開発。
- (15) 農業、林業、漁業従事者の質的向上ならびに食糧植物、園芸植物、畜産、漁業、農園、林業の生産性向上を目指す科学・技術の開発・利用促進。
- (16) 技術、情報、指導、投資およびその他のサービス提供機関の設置を含む、アグリビジネス部門の公共サービスの向上。
- (17) 農業・漁業従事者が付加価値を享受できるようなアグリビジネスの開発を促す事業環境を創出する。
- (18) 肥料、種苗、灌漑網を含む農業、漁業、農園業の施設・インフラの開発
- (19) 農民・漁民組織を活性化し、農業・漁業関連産業における農民・漁民のバーゲニング・パワーを高める。
- (20) 農業、林業製品の競争力の向上。
- (21) 地域、国境を超えた農業製品・サービスの取引における阻害要因の低減。
- (22) 農業、漁業、農園、林業部門における国営企業の健全化。
- (23) 農業、漁業、畜産、農園、林業部門における事業パートナーシップの促進。
- (24) 農業部門における零細・中小企業および協同組合の資金、技術、情報源に対するアクセスの向上。
- (25) 住民農園および住民農園産業指定地域の開発。
- (26) 村落開発、地域開発、および移住開発による新規農業用地の開発。
- (27) 海洋養殖および辺境地域の土地を利用した水産養殖の向上、ならびに資源保存の原則に基いた捕獲漁業資源の最大活用。
- (28) 畜産事業におけるコンサルティング、指導、畜産衛生、生産施設調達などのサービス業を含む、生産的な畜産事業への住民および民間企業の参画促進。
- (29) 地域資源に根ざした畜産関連産業の開発。
- (30) 住民林の開発ならびに加工産業に連結した非木材林業製品の事業化。
- (31) 食糧植物および園芸植物の品質向上と強化。

1.4.2 食糧備蓄の改善プログラム

このプログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 畜産品、魚、食糧植物、園芸・農園植物、およびそれらの加工食品を源とする食糧の多様な生産、備蓄、消費の向上。
- (2) 食糧の生産、備蓄、流通の向上を保障する食糧関連機関、およびより多様な食糧消費の開発。
- (3) 競争力の高い食糧事業を開発し、食糧事業の独占を回避する。
- (4) 国民に十分な栄養・食糧の調達を保障する。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 米の生産と備蓄の継続的向上、ならびに米以外の炭水化物食糧源と蛋白源食糧の生産、備蓄、消費の向上。
- (2) 国民の食糧消費における多様性と質の向上、ならびに人口一人当たりの米消費量の低下。
- (3) 食生活スタイルの向上と食糧・栄養不足家庭数の減少。
- (4) 農業生産および食糧加工技術の利用増加。
- (5) 食糧機関制度に関する法令整備と自主参加に基く機関キャパシティーの拡大。
- (6) 市場向け食糧の生産性と品質の向上。
- (7) 食糧輸入量の減少と輸入代替食糧の増加。
- (8) 食糧関連産業・事業の開発。
- (9) 食糧事業開発における住民参加と民間投資の向上。
- (10) 食糧備蓄強化の一環として、捕獲漁業と養殖漁業の間に相互補助的なシステムを開発する。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 地域、地方、国家レベルにおける潜在的な食糧備蓄能力の一覧リストを作成し、それぞれの評価を行う。
- (2) 農業・漁業従事者の生産要因ならびに生産性向上に支えられた米穀および非米穀食糧の生産促進。
- (3) 流通施設、運輸、倉庫、ならびに肥料生産、種苗、資金、灌漑などから成る食糧備蓄向上のための施設・インフラの利用、整備、開発の最適化。
- (4) 国家・地方土地利用全体計画（RUTRN/W）に基く新規農耕地の増大、休耕地や生産性の低い土地の有効利用促進。
- (5) 資金、技術、種苗、市場、食糧産業情報への農民のアクセス向上。
- (6) 食糧製品の生産、加工技術および販売システムの効率化。
- (7) 米以外の作物を魅力あるものとするために、炭水化物・蛋白源作物の加工食品を開発する。
- (8) 栄養バランスの取れた食生活の啓蒙、ならびに国産食品愛好運動の推進。
- (9) 特別プログラムの一環として貧困・食糧不足家庭に対し短期的な食糧補助を行う。
- (10) 市場に立脚した食糧経済政策の採用。
- (11) 食糧の均等な流通を保障するための食糧関連機関のキャパシティー開発。
- (12) 食糧技術開発機関と研究活動の開発。
- (13) 島嶼間、地方間の食糧取引効率を上げ、輸出入の競争力をつけるために商業・流通システムを完備する。
- (14) 各レベルにおける食糧備蓄状態のモニタリング・システムの効率化。
- (15) 村落をベースとした米倉制度の復活、予備食糧林の開発、ならびに水産養殖の開発により住民主体の食糧ストック管理制度を開発する。
- (16) 生産、加工、流通、販売・マーケティング、および情報活動の施設・インフラを整えるための住民組織能力ならびに協業ネットワークの開発。
- (17) 農耕地の縮小化を防止するために食糧用永久農耕指定地に関する法令を定める。
- (18) 食糧生産促進にとって繁殖資源となる生物資源の活用、保全に関する法規制の強化。
- (19) 食糧備蓄政策とプログラムの調整。
- (20) 製品・サービスの品質保証を含めた標準化と適性評価制度の開発・導入および監督。
- (21) 食糧関連産業開発のために、各地の食糧農業生産センターを網羅した総合的な食糧事業潜在能力の情報地図を作成する。
- (22) 食品関連産業における事業パートナーシップと関連機関の開発ならびに市場の需要に見合った食品産業事業者の育成。
- (23) 家内・零細・中小規模の食品加工業の開発
- (24) 家畜数量および畜産業の生産性と質向上への努力を通じた、高品質で安全な畜産食材ならびに食品産業原料の供給向上。
- (25) 国民の知識と収入の向上、ならびに畜産・漁業関連食品の多様化を図ることにより、畜産・漁業食品の消費を増やす。

- (26) 食糧備蓄の増強・支援を目的とする融資システムの設定。
- (27) 各地住民と地域社会の潜在能力に応じた園芸産品加工システムの開発。

1.4.3 水利開発および管理プログラム

このプログラムの目的は、水利システム管理の効率と生産性を向上させること、ならびに都市部、村落地域の生活に必要な水利需要を充足するために住宅、都市および工業の需要を満たす水源を拡大することにより、国内食糧貯蓄の向上、アグリビジネスの促進、洪水防止を支援することである。この目的を達成するために、住民の参加と活性化ならびに透明な行政管理を原則とした水利システムの管理を行う。また、水利システムの管理は、住民組織による水利管理機関が州、県、市政府と共同して行い、水利権の確立により公正な水の配給体制を確保し、適正な水利行政組織・機構を創出する。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 水利システムの管理決定権を住民組織による水利管理機関に委譲するという原則に基き、水利行政における中央および州、県、市政府の任務と役割を再編する。
- (2) 住民組織による水利管理機関の組織力と水利行政管理技術を増強・活性化し、水利行政におけるより大きな権限を受入れられるようにする。
- (3) 住民組織の水利管理機関に対する水利運営の権限委譲を民主的に促進する。
- (4) 灌漑網の管理(運営、維持、修復、改善)費用の調達方法の再編。
- (5) 農民の収入・福祉向上を目的とする沼地埋立て事業を含め、灌漑網の効果性と効率の拡大、修復、拡張により農業、アグリビジネス、村落活動の促進ならびに食糧充足を図る。
- (6) 土地利用計画の導入を含む法規制を強化し、灌漑施設を持つ耕地が他の使用目的に転化されないよう保護を図る。
- (7) 水の供給を増強し、住宅、都市、工業およびその他農業以外の水需要の充足を図る。
- (8) 洪水防止や海岸浸食防止用のインフラ設備のより効率的、効果的な管理、保全、開発の促進。
- (9) ダム、湖、沼、池、溜め池、およびその他の貯水設備の保全、改修、新設の促進。
- (10) 河川の機能保全と利用促進を目的とする河川流の整備、改修事業の促進。
- (11) 地下水と地表水の統合的利用ならびに両者の統合的汚染防止策の促進。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 住民組織による水利管理機関の自立性を創出するために、中央および州、県、市政府の任務と役割を再編する。
- (2) 民主的かつ自立した水利管理を実現するために、住民組織による水利管理機関に最大限の権限を与え、その組織力と水利管理技術を増強し、活性化する。
- (3) 住民組織による水利管理機関への水利運営権の委譲を民主的に行う。
- (4) 住民組織による水利管理機関と州、県、市政府の意志と参加に基き、水利システムの管理、保全、修復、拡張を行い、その機能維持と恒常的利用を促進し、自立的な管理運営を実現するために、水利システムの管理費用調達制度の更新を継続する。
- (5) 農民の収入・福祉向上をもたらす農業、アグリビジネス、村落活動の促進のために、灌漑・沼沢網の効果的、効率的な活用を促進する。
- (6) 農民、住民組織による水利管理機関、および州、県、市政府の要請に基き、特にジャワ島外の地域で、天水に依存した耕地ならびに新規に開拓された土地に新しい灌漑設備や沼沢網を建設する。
- (7) 新規灌漑網の建設支援のために新規水田を開拓し、また既に灌漑網が整備された地域の最大活用を図る。
- (8) 土地利用計画の導入を含めた法規制の強化により、灌漑施設を持つ耕地が他の使用目的に転化されないよう保護を図る
- (9) 地下水と地表水の統合的利用ならびに水利の汚染管理システムの導入により、住宅、都市、工業およびその他農業以外の水需要を満たすための水源施設・インフラ設備の改善と建設を促進する。

- (10) 冠水防止や海岸浸食防止用の施設・インフラ設備の開発、ならびに河川流の改修。
- (11) ダム、湖、沼、池、溜め池および貯水設備の建設促進。

2. 零細・中小企業および協同組合の開発

零細規模を含む中小企業ならびに協同組合は、インドネシア国民の大部分の経済活動を包括している。そのため、国民経済システムの開発において、零細・中小企業および協同組合が主要な分野をなしていることは明らかである。しかしながら、このセクターは6430万人もの労働力を吸収し、1998年の国内総生産(GDP)への貢献が58.2%だったにもかかわらず、このセクターの主体者の実情は他の経済遂行セクターのそれと比べてはるかに取り残された状態にある。

零細・中小企業および協同組部門に属する企業数・労働者数の多さと人的資源の低さが、この部門の開発を促進するうえで基本的な障害となっている。さらに、過剰な規制、官僚主義、課徴金などによる事業経営コストの負担増や、資金、技術、市場、情報など生産性向上をもたらす資源へのアクセス困難など、さまざまな政策上の問題がある。一方、経済のグローバリゼーション、貿易自由化の急速な進展、投資資本の流動性の増加は、この部門の開発を妨げる主要外的要因となっている。しかし反対に、消費者の嗜好周期がますます短くなり、製品のライフサイクルが短期化するに伴い、技術はめざましい進展を繰返す。そのため、これからの可能性という観点からは、零細・中小企業は、技術と市場の急速な変化に対する反応力、フレキシビリティ、高度の適応力を持つというダイナミックな面も持っている。

国民経済システムに立脚した国家開発の次元から零細・中小企業および協同組合の開発を見た場合、その目的は収入レベルの格差や事業遂行セクター間の偏向を是正し、雇用推進を行うことだけではない。それ以上に、零細・中小企業および協同組合の発展は経済ベースを拡大し、地方経済力と国家経済力の向上をもたらす、それにより構造的変化の迅速化に重大な役割を果たす。ゆえに零細・中小企業および協同組合の発展は優先事項であり、不可欠の課題である。

零細・中小企業および協同組合業者の開発においては、次のようなプログラムを実践する必要がある。

- (1) 良好な事業環境を創出するプログラム。
- (2) 生産的資源へのアクセス向上プログラム
- (3) 零細・中小企業および協同組合における事業家精神と競争力育成プログラム。

これらのプログラムはその範囲、効果性、効率および継続性が最大限に活かされることを留意しながら実践する。

2.1 良好な事業環境の創出プログラム

このプログラムの目的は、事業チャンスをついでもできるだけ広く開放し、零細・中小企業および協同組合の発展の大前提である経済効率の原則に則りながら、事業の確実性の保障を図ることである。このプログラムを通して達成すべき目標は、取引コストの削減、ならびに経済活動における零細・中小企業および協同組合の比重の増大である。

このプログラムには、次の政策とステップが含まれる。

- (1) 法規定の完備、ならびに許可、手続き、地方条例、課徴金制度の簡素化、および司法制度の確立と不健全な競争に対する事業保護の努力と促進。
- (2) 財務、税務、および地域間、国家間の商業・サービスと中小企業投資を含めたこのセクター特有の問題に関する諸政策の開発。
- (3) 地域住民による伝統的金融機関(LKM)、融資保障機関、ならびに事業、訓練、技術、情報、弁護サービスなど零細・中小企業および協同組合を支援する諸機関のネットワークを村落地域に拡張するためのインセンティブや便宜の供与。こうしたインセンティブは、関連機関の機能・役割強化の一環として、初期段階で与える。
- (4) 中央、地方レベルにおける零細・中小企業および協同組合の開発に当たり、直接利害関係者(ステークホルダー)の能力向上を図り、かつ調整メカニズムの開発や事業倫理・文化を含めた施策および開発プ

プログラムの計画、実践、管理のプロセスに零細・中小企業および協同組合を関与させていく。

2.2 生産的資源へのアクセス向上プログラム

このプログラムの目的は、零細・中小企業および協同組合が、開かれた事業チャンスと潜在的資源、特に地方に存在するチャンスや資源を活用する能力を高めることである。また、このプログラムの目標は、人的資源、資金、市場、技術、情報などの生産資源に対し、零細・中小企業および協同組合業者のアクセス能力を高めるための支援機関を設置することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 特に地方レベルの零細企業支援のために、次のような支援を通じて住民金融機関と二次的金融機関のサービスの質を向上させる。
 - (a) 法人ステータスの擁護、許認可の簡素化、インセンティブの供与。
 - (b) 経営能力の向上、ならびに選択的な保障を通じた資金面の強化を図る。
 - (c) 金融上の協業関係創出のために、住民金融機関同士、および住民金融機関と銀行とのネットワークを形成する。
- (2) 融資保障サービスの拡大、ベンチャー資本の役割拡大、ベンチャー事業に投資する外国投資家へのインセンティブ供与、零細・中小企業および協同組合の固定資本形成のための資金源としてのリース業促進などにより、零細・中小企業および協同組合の資金源拡大を図る。零細・中小企業および協同組合に対する資金源アクセスの努力に並行して、融資の評価制度と情報ネットワークを開発する。
- (3) 零細・中小企業および協同組合を対象とした、地方レベルにおける事業、技術、情報開発サービス機関の能力向上を図り、参加と競争を原則とする経営強化支援ネットワークを創出する。これらの対策は、機関の認証制度ならびに事業開発サービスの承認制度の開発と並行して行う。
- (4) 中小企業の経営者や協同組合メンバーを対象とした訓練機関に対し、インセンティブ制度の開発、ならびにその強化を図り、訓練機関相互の協力ネットワークを育成する。
- (5) 各種の政府機関に所属する訓練所や調査・開発機関を再編し、独自の零細・中小企業および協同組合事業開発機関とする。これに伴い、旧組織の指導者・監督者の能力向上と再配置を行い、自立したプロの零細・中小企業および協同組合コンサルタントとして養成する。
- (6) 経済的で効率のよい事業拡大を推進するうえで、中小企業の補助機関となっている協同組合の組織強化と経営の近代化を図る。

2.3 零細・中小企業および協同組合における事業家精神と競争力育成プログラム

このプログラムは、零細・中小企業および協同組合における事業家精神を育成し、競争力を高めることを目的とする。このプログラムが達成すべき目標は、零細・中小企業および協同組合の事業家としての知識と姿勢を改善し、生産性を向上することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 事業家精神の普及と新規事業家に対するインセンティブ・システムの開発。
- (2) 事業およびテクノロジーの育成機関、特に業界・住民が零細・中小企業および協同組合の開発支援を目的として行う育成機関、ならびにテクノロジー志向の新規事業家に対する育成機関の開発。これらはベンチャー資本の導入および長期融資の供与と並行して行う。
- (3) テクノロジー志向の中小企業開発のためのインセンティブ・システムと指導の供与。これは、地方における技術革新の開発・利用の支援、技術開発の成果を商業化、中小企業に技術や近代経営法の移転を行う外国企業との提携事業、および事業の近代化もしくは付加価値を高めるための事業設備の共同調達などを対象とする。
- (4) 情報テクノロジーの利用、ならびに協同組合組織を器とした縦・横の事業統合によるグループ事業や、零細・中小企業および協同組合間のネットワーク、また零細・中小企業および協同組合と大企業との業務

提携によるネットワークを開発して、生産・販売網の開発を図る。

- (5) 女性も含め、中小企業の事業主が、その潜在能力、技能、専門技術を活用し、協力精神旺盛な企業家となり、事業革新を行い、新たな雇用機会を創出できるよう、その質的向上を図る。

3. 経済と財政の安定化政策

経済と財政の安定化は、経済の開発と活性化にとって重要な前提条件のひとつである。1999年以來、インフレ率や金利の下降、プラスの経済成長率など、マクロ経済指標のいくつかは改善を見た。しかし、為替レートや株価指数など、他のいくつかは、なお完全には回復していない社会、政治、治安情勢などの影響下で現在もかなり激しく変動している。

急速に累積する政府の債務負担、特に銀行再建を賄うための国内債務は、国家予算の健全化（持続可能な財政の達成）にとって大きな支障となっている。財政上、最も支配的な役割を担う機関である銀行部門の健全化は、いまだに極めて進展が遅く、経済回復の仲介者としての銀行の融資機能はまだ完全には回復していない。その理由のひとつは、企業債務再編の徹底が遅いためである。

これらの状況は、この国の経済を、将来起こり得る激動に対し非常に敏感にし、結果的に経済回復のプロセスを阻害している。

一般的に、経済・財政の安定化を実現するための主な課題は、次のようなものである。

- (1) 財政、通貨、および実体経済と関わる一貫したマクロおよびミクロ経済政策を実現する。
- (2) 1997年に導入された為替の自由変動相場制、ならびにインドネシア経済のグローバル市場への統合により発生した不安定要因を削減する。
- (3) 健全な国家予算（持続可能な財政の達成）を実現するために財政力を強化する。

これらを達成するために行うべき政策は、以下の通りである。

- (1) 財政と金融の両部門を含むマクロ政策を、細心で調整のとれた形で策定する。
- (2) 主に外国借款の制限により国家財政の均衡を保つ。
- (3) 為替変動相場制の採用による為替変動の激変とリスクを減少させる。
- (4) 通貨供給量の管理能力、特に中央銀行の独立性と連動したインフレ統御の管理能力を高める。
- (5) より完全な情報市場を創出するため、適時で正確なデータ・情報の供給を高める。
- (6) 透明性と正確さを重視する国際基準に基き、健全な金融機関を設立する。
- (7) 物資、特に生活必需品と一般事業のための物資の円滑な調達を実現する。
- (8) マクロおよびミクロの両レベルにおける経済政策の調和を促進する。

3.1 経済の安定を維持する調整活動の促進

上述したように、経済の安定を実現するための努力は、各省およびその他の政府機関の活動を包括している。例えば経済および財政の安定化実現のためには、国家財政管理の効率の向上、金融機関の開発、および銀行・企業再編の迅速化などの手段の支持が必要である。

これらのプログラムを統合的に実行するために、「経済の安定を維持する調整活動の促進プログラム」が策定された。調整のない政策の実行は互いに矛盾した目標を達成し、国民を混乱させ、結果的に政策の実現効果を削減する。ゆえにこのプログラムは重要である。時間的側面からみても、たとえば経済成長促進と価格安定政策の調整など、特に短期政策における目標の対立を避けるためにもこのプログラムは重要である。

3.1.1 経済の安定を維持する調整活動の促進プログラム

このプログラムの目的は、経済の安定化を実現していくうえで、関係者間の調整をよりよくすることにある。このプログラムの目標は、持続的経済成長をもたらす適正な経済の安定化を実現することであり、たとえばインフレ率を段階的に国際水準に近づけ、2004年の時点で3-5%のレベルにまで引下げることである。インフレ率の低下、ならびに治安の安定と司法の確立を含めた経済基盤の強化は、ルピア交換レートの安定化

を生み、経済活動に適正な金利を実現すると期待される。

経済の安定を維持する調整活動の促進プログラムには、財政、通貨、実体経済を含むマクロとミクロの両レベルでのさまざまな政策調整活動が含まれ、その中には政府機関だけでなく中央銀行をはじめ他の関係機関が関与することは明らかである。そのため、中央銀行の機構改革および業績の向上が必要なのは言うまでもない。

3.2 国家財政の管理効率の向上

国家財政管理における基本問題は、巨額の赤字予算、ならびに国内外の政府債務の膨張である。主に赤字予算の補填と外貨準備高の強化のために対外債務が増大し、同時に、銀行再編のための費用を賄うための国債発行により国内債務も急速に膨張した。持続可能な財政を達成するため、歳入の増加、歳出の抑制、外国借款に対する依存度の低減などを含む国家財政の健全化政策を実践する必要がある。

3.2.1 歳入増大プログラム

このプログラムは、税制の効率化と税外収入の向上を主目的とする。このプログラムが達成すべき目標は、国家歳入の増加、特に税収の増加である。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 納税手続きの簡素化、税務特例処置の撤廃、税法規定に違反した納税者および税務署官吏の取締強化により、課税基盤の拡大を図る。
- (2) 国営企業における政府側の義務を強調し、また、民営化促進により、これら国営企業に対する政府の所有権を最大限に活用する。
- (3) 国家の予算外資金を段階的に廃止する。

3.2.2 歳出の有効化プログラム

このプログラムの目的は、歳出項目のプライオリティーを厳格に吟味すること。このプログラムの目標は、持続可能な国家財政を達成することである。歳出は国庫歳入、特に国内歳入に見合ったものでなければならない。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 段階的な補助金の廃止。経済危機の影響を軽減するために設置された各種補助金は、段階的に廃止する必要がある。特に、石油燃料(BBM)の補助金のように、一般社会を対象とし、ターゲット・グループに直接与えられない補助金の段階的廃止をまず最初に手がける必要がある。ここで節約された予算は、貧困救済策など、真に救済を必要とする国民層に直接恩恵を与える支出として活用する。
- (2) 銀行再編コストの低減。銀行再編プロセスを迅速化し、それにより政府の負担をできるだけ少なくする。同時に、銀行再編の過程で銀行再編庁(BPPN)に移管された資産の売却を最大限に達成する。これには、銀行増資プログラムに参加した銀行および銀行再編庁に移管された債務企業における政府所有株の売却も含む。
- (3) 国家予算の公務員関係支出の膨張を抑制する。公務員給与は経済危機の前から民間企業に比べてかなり低かったが、危機のあと、実質手取り額はさらに急落した。しかし、国家の財政状況に鑑み、公務員福祉の改善は、インセンティブ制度の立て直しや人員整理など、官僚機構の改革と並行して行うべきである。そうすることにより、国家予算の公務員関係支出の上昇幅を国家財政のバランスと見合うレベルに制限しつつ公務員一人当たりの実質収入を十分なレベルに引上げることができる。
- (4) 開発予算のプライオリティーについてより厳格な吟味を行う。開発予算は、確実に政府が行うべき活動に投入すべきである。

歳入と歳出の効果的な管理により、国家予算の赤字額は漸次減少できるはずである。

3.2.3 政府債務の管理プログラム

このプログラムの目的は開発費用を政府独自で賄えるようにすることである。このプログラムの目標は、国内・

国外から政府借入金を開発必要経費として最大限に有効活用し、特に対外債務の負担を軽減することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 外国からの借款については、新規の借入額と借入元本の返済額との差を示す純借入額を段階的に減少させる。また、国内歳入の上昇に伴い、中央および地方政府による外国借款の額が毎年、減少するよう努力する。
- (2) 外国借款のメカニズムについて、計画、選考過程、有効利用度、監視システムなどを含めた見直しを行う。政府の外国借款は、常に国会と協議のうえ、透明に管理し、法令で規定を定めるべきである。各種の外国借款、特に中央政府または地方政府が行う直接または保証機関経由の借入れについては、その基盤となり、傘となる法令を整備する必要がある。
- (3) 開発の優先順位に従い、借款を最大活用し、透明かつ効果的、効率的に運用する。
- (4) 開発事業、特に外国借款で賄う事業について、各事業の有効性を総合的に検討し、系統的な監視メカニズムを強化して予算出費のプライオリティーを明確にする。
- (5) 外国借款導入に当たっての外交・交渉能力を高め、融資実現を容易にし、債務負担ができるだけ軽減されるような返済期限・条件の獲得に努める。
- (6) 債務削減とリスケジュールを含む対外債務の再編を、オープンなかたちで国会と協議のうえで、各債権国に申請して進める。また、債務再編努力の一環として、資金調達が既にできていながら、施工準備または施工の段階で多大な障害に遭遇しているプロジェクトについては、それを中止する。
- (7) 銀行再建事業に必要な資金調達以外に、その他の開発事業の財源としての国債を発行する。しかし、こうした国債の発行は、マクロ経済の安定が保たれ、民間経済活動の回復を阻害しないよう、段階的に行う。さらに、銀行再建のために既に発行された国債を売却し、満期を迎えた国債の償還コストを一部負担するため、国債市場を開発する。これに関連して、国債発行を管轄する債務管理ユニット (debt management unit) の強化が必要である。
- (8) 銀行再建と民間債務の再編を遂行することにより、国内債務の負担増加を抑制する。銀行再建と民間債務再編の遂行は、経済再建のコストを押さえ、資産の回収率 (asset recovery) を高める。

3.3 金融機関の開発

金融部門が直面している問題は、銀行制度がいまだ強固でないこと、銀行融資に対する依存度が高いこと、ならびに業者間、あるいは地域間の融資配分が均等に行われていないことである。

これらの問題に対処する政策としては、銀行融資に対する依存度の軽減、金融機関の健全化の促進、中小企業および地域経済活動のための資金アクセスの改善が挙げられる。

3.3.1 金融機関開発プログラム

このプログラムの目的は、健全で強固な金融機関の形成である。このプログラムの目標は、銀行の健全性の維持、ノンバンク金融機関の数とサービスの種類の増加、および融資の均等化を促進することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 健全な金融部門補助機関の設立。現在、進行中の銀行再建に付随して、金融部門補助機関を設立し、その成果を維持する必要がある。銀行に預けられた国民の資金の安全を護るために、従来の預金保証プログラムのフォローアップとして、預金保証機関を設置する。また、銀行およびその他の金融機関の監督は、監督制度の強化により、段階的に国際水準を目指し、より完全なものにしていく。
- (2) ノンバンク金融機関の能力向上。保険、年金基金、資本市場、ベンチャー資本など、銀行以外の金融機関の開発を迅速化するため、適正な事業環境の育成と規制の設置を目指す。そのほかグローバル化時代に対応するため、金融サービス部門における人的資源の開発と専門技能の認証制度にも注意を払う。
- (3) 中小企業の資金アクセス向上。自立し、社会に根ざした金融機関・資金提供機関の開発促進を行う。主なステップとしては、さまざまな形の阻害要因を排除し、市場原則に立脚しながらの支援を促進する。中小企業に関するより詳細な記述は、「零細・中小企業および協同組合の開発」の項を参照。
- (4) 金融機関が一地域で集めた資金と事業資金として提供された資金に格差が生じた場合は、預金者・資金

保持者あるいは資金の利用者としての住民の福祉向上を目指す方向で金融政策を策定する。資金の流れを阻害する政策は、取引コストを上げ、結果的に資金保持者の収入を下げ、また資金利用者のコストを上げる。これを防ぐには、健全で効果的な金融機関の育成が必要であり、その対策については前述した。これらの努力は、地方住民の活性化をもたらす具体的な地方自治の実現と一致するものであり、それにより地域経済の成長を促進し、地方における資金の収集と配分をより均衡の取れたものにする。

3.4 銀行・産業界再編の迅速化

銀行システムの回復と企業債務の解決は相互に切離せない関係にあり、経済活動の回復にとって非常に重要な課題である。民間債務の解決が遅れば銀行システムの回復も阻害される。その逆も同様。したがって銀行再編の徹底は、経済活動の資金調達源を早急に回復するための急務だが、現在までのところ、産業界に流れる融資額は非常に限られている。

一方、企業再編の迅速化は3つの利便をもたらす。すなわち、実体経済の活性化、銀行からの資金の流れの活性化、そしてこれにより銀行・企業間の相互利益をもたらす相乗効果が生まれ、さらに企業債務の再編、特に銀行再編庁を通じた再編の迅速化により、政府はより多くの資金を確保できる。

主要な問題は、主に企業債務の再編の遅れに起因する銀行再編の遅延である。企業債務の再編は、国内の何百もの企業、および多数の債権国を巻き込むもので、その解決は容易ではない。この問題の解決策として「銀行再編プログラム」と「民間債務の解決・監督プログラム」を実践する。

3.4.1 銀行再編プログラム

このプログラムの目的は銀行の健全化である。このプログラムの目標は、銀行部門の再編、ならびに企業債務の再編を効果的に実践することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 2000年に政府資金による銀行増資プログラムを遂行し、増資された各銀行に対してプロフェッショナルな監督・指導を行う。銀行経営者による故意の不正行為を防止するために、政府による銀行増資は一銀行に対し一回限りとする。
- (2) 銀行の吸収合併により競争力を持った健全な銀行組織の形成を促進する。国民の現状に合わせた銀行の資金運営規定を設定する。外国銀行の在り方については、国家と国民の利益を保護する方向で規定を定める。
- (3) 法の確立により、債務者や銀行オーナーに義務の遂行を迫り、銀行再編プログラムの迅速化を図る。法に違反した銀行オーナーおよび実業家は全て現行法規に従って処罰すべきである。これは、彼等の不道德な違法行為を防ぐと同時に、銀行再編は国民資金の救済のために行うもので、不注意な経営の結果、経営難に陥った銀行オーナーや債務者を救うためのものではないことを実証し、公正を求める国民感情を満足させるために必要である。また、国家予算の負担を低下させる効果も期待できる。
- (4) 政府の監督下にある資産の売却は、最大価格で資産売却を行うという目的に添い、必要に応じて行う。売却は国家の利益を最優先した公開方式で行う。また、この施策により、国家財政負担の軽減を図ることができる。
- (5) 銀行再編の費用については毎年、国家予算策定のメカニズムに添って決定する。マクロ経済の枠組（この章のD項の表4）に示した再編コストの推定は指標に過ぎず、拘束性を持つものではない。
- (6) 銀行再編の実践に当たっては、年を追って海外債務の低減を図るべく、なおかつ予算収支の黒字実現を目指しながら、注意深く国家財政の運営を行わねばならない
- (7) 計画では、税収は国内総生産の16%を目指すことになっているが、果たして実現できるか危惧が伴う。また満期を迎える国債の償還義務も生じてくる。したがって、銀行再編庁は資産売却による資金回収率の向上に最大の努力を払い、2004年までに70%に達するよう、業績向上に努力しなければならない。

3.4.2 民間債務の処理・監督プログラム

このプログラムの目的は、国内外の債権者、投資家、消費者に対する民間企業の信用を回復し、無制限に膨張

する民間債務が経済システム全体を脅かすリスクを軽減することである。このプログラムの目標は、企業再編プロセスによる民間債務問題の早急な解決を図ること、銀行再編庁に移管した政府資産の売却による資金回収率が2004年までに70%に達するよう最大の努力を払うこと、民間債務の適正な報告制度を設定することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 経済再建コストを最小に押さえ、企業の不道德行為を防止するため、民間企業債務の肩代わりを回避する。
- (2) 市場メカニズムと平等性の原則に従い、債務再編を透明かつ具体的に遂行する。債務再編は特に、将来有望な企業を優先して行う。
- (3) 銀行再編庁と民間債務処理メカニズムとしての「ジャカルタ・イニシアチブ」の業績を最大にするため、監督機構を含む、両機関の組織的強化を図る。
- (4) 債務者の不正行為に対しては、その責任を訴追できる透明で確固としたインセンティブとペナルティーのメカニズムを開発する。法に違反した債務者は法的手段に訴える一方、債務の決済は現行法規に則って遂行する。協力的な債務者にはインセンティブを与え、非協力的な債務者には現行法規に従ったペナルティー（処罰）を与える；
- (5) インドネシア銀行から民間銀行に対する流動資金援助（BLBI）の返済方法として策定された協定書MSAA（Master Settlement & Acquisition Agreement）に関しては、次のステップを踏む。まず、MSAAにまだ署名をしていない債務者、およびこれから署名する予定の債務者を対象としてインセンティブ制度を設置する必要がある。次に、MSAAに署名しない、あるいは署名しながら同協定を満たさない債務者に対しては、MSAAの内容の改訂およびペナルティーを課す。第三に、MSAAにすでに署名し、条項を満たしている債務者には、法的な保証を与える必要がある。
- (6) 現行法規に基き、かつ公正の原則に則り、商業裁判所の機能を強化・改善して、迅速な破産手続が行えるようにする。
- (7) 債権処理において銀行再編庁以外の他の機関に委託するアウトソーシング方式の活用。たとえば、金額が小さく件数の多い債権を国営銀行に委託する。これにより、銀行再編庁は大型債務者や中小企業の債務処理作業に集中することができる。
- (8) 適正なインセンティブを与えて、中小企業の債務再編を迅速に進める。中小企業の能力には限度があるので、債務再編計画、協議、および同意された再編計画の実行の各段階で中小企業を補佐する。

次に、経済危機が再発した場合のダメージの大きさを考えれば、その再現を防ぐ対策にも注意を注ぐ必要がある。そのための主な活動は、以下の通りである。

- (1) 資本市場、およびその他の資本調達機関の組織と質の向上。これには、現在かなりの比重を占める海外資金源への依存を減らすことなどを含む。債券、株式などの発行により、国内産業界が、より良いルピア・ファイナンスにアクセスできるようにすることが必要である。
- (2) 常時、民間の対外債務の総額、条件、用途が分かるよう、民間債務の監督、管理を強化する。また、監督に当たる機関相互の調整活動を促進する。対外債務に関する法案を制定し、その中に民間の対外債務も包括する。
- (3) 融資の上限を定め、中央もしくは地方政府の保証に直接・間接に関係する民間部門の対外債務を管理する。

3.5 経済の地方分権化の実践

経済の地方分権化は、より均等な国民福祉の向上をもたらす好機である。課題は、各地方が保有する権限と資金源との間の均衡を保つことであり、これは、国家予算の健全化政策と方向を同じくするものである。その他の重要な課題は、地域間、地方間の投資協力を促進して、地域経済活動の向上を図ることである。

財政の地方分権化を支援するプログラムとして、「中央・地方間の財政均衡実践プログラム」が策定された。一方、地域経済活動の向上のためには、「市場組織の強化プログラム」、「外国投資および国内投資促進プログラム」、「輸出促進プログラム」、また「製造・販売基盤の整備・強化プログラム」の項で詳述する産業クラスター開発政策、および農民の生産性・福祉向上を目指す農業部門開発関連プログラム、零細・中小企業およ

び協同組合の開発プログラム、公共施設・インフラ開発プログラムなどがある。

3.5.1 中央・地方財政の均衡化実践プログラム

このプログラムの目的は、マクロ経済の安定を確保しつつ、地方政府がその権限を行使して財政の地方分権化を推進すること。このプログラムの目標は、国家予算の赤字軽減への努力と歩調を揃えながら、地方分権化、特に地域住民が基本的に必要とする物資・サービスの確保を支援できるような地方財政を実現することである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 経済の分権化に関する法令解説の作成を遂行する。経済の分権化に関する法令は、次のような規定に関するものである。
 - (a) 人員、資産、財源の移管に関する規定。
 - (b) 地方政府による借入に関する規定。
 - (c) 地方予算策定のプロセスを統制する地方政府ならびに財政管理部門の責任に関する規定。
 - (d) 地方政府の会計監査を支援するための地方財政経理システムの統一化。
- (2) 財政の地方分権化がマクロ経済に及ぼす影響のリスクを減少するための措置。すなわち、
 - (a) 緊急事態に備えた予備資金の設置。
 - (b) 地方政府の銀行借入れに関する特別規定の制定。
 - (c) 地方政府への資金調達業務の一任については、その機能の移管に歩調を合わせ、段階的にこれを行う旨を述べた、明確な規定の制定。
- (3) 経済の分散化を推進するに当たり、たとえば地方自治諮問委員会事務局に所属する作業グループのような関連機関との調整活動を推進する。

4. 競争力の強化促進

経済危機を乗り越え、持続可能な経済開発基盤を強化する鍵のひとつは、グローバル市場におけるインドネシア経済の競争力の総合的な向上である。その中には、短期および中期的問題解決策の枠組みが含まれる。短期的には、国内経済を稼働させるための各種活動に努力を集中し、その中に利用されていない生産キャパシティーの活性化も含む。中期的な努力としては、1999-2004年国策大綱に規定されたように、高度な競争力を備え、グローバル市場を志向した経済機構の強化を集中的に行う。

グローバルな競争力を強化・促進するために、次のような5つの主要対策を策定した

- (1) 輸出の促進
- (2) 競争力に優れた産業の開発
- (3) 市場組織の強化
- (4) 観光産業の促進
- (5) 科学・技術能力の向上

4.1 輸出の促進

輸出の促進、特に非石油ガスの輸出促進は、物品、サービスを問わず、短期的には経済回復のよりどころとなり、中期的には国家経済を更に促進し、外貨準備高を増大させる。輸出の増大はまた、競争力の向上を示す重要な指標でもある。経済危機でルピアが下落した現在、インドネシア製品の競争力は急速に高まり、基本的には輸出増大のチャンスが大きく開かれている。しかし、このチャンスは最大限に活かされているとはいえない。原因は、海外の輸入業者がインドネシア製品の安定した供給能力を疑い、それにより受注が下降しているためであり、また、運転資本ならびに輸出入の貿易経費を賄うための融資が制限されているためである。経済危機と銀行部門が崩壊した結果、輸出の主体者である各工場において、生産キャパシティーの60%しか稼働していない現実に、特に注意する必要がある。

その他、輸出入取引の税関書類に時間がかかる、港湾作業が非効率的、さまざまな非公式の課徴金を搾取

されるなど、事務手続き上の障害により輸出コストが嵩み、輸出促進を阻んでいる。

これらの問題を解決するために、「輸出促進プログラム」が策定された。このプログラムは基本的には、次の点の達成を目標とする。

- (1) 産業界および国民全般に対するサービスを改善し、グローバルな経済システムに参入するための能力を向上させる。
- (2) 輸出関係者すべて、特に中小企業のニーズに応えた効果的な輸出開発機関と設備を開発する。
- (3) グローバル・レベルでの経済活動の促進と維持のために、各企業の参画と組織化を促進する。

4.1.1 輸出促進プログラム

このプログラムの目的は、インドネシア製品のグローバル市場における競争力の促進を支援し、経済成長の促進における輸出の役割を向上させることである。短期目標は、輸出促進のために、手続上の障害と資金的な問題を低減し、輸出市場を拡大することである。そのための主な活動は、次の2つである。

- (1) アジア、アフリカ、中東などの開発途上国のようにクォータ（輸入割当）制度を導入していない海外市場の拡大を通じて、生産キャパシティの稼働率を高める。
- (2) 運転資金の銀行融資が効果的に流れるよう、税関および現行各種の輸出入促進態勢における手続きを簡素化する。

中・長期の目標は、国内生産・流通活動を国際自由貿易制度に向けて支援すべく、輸出促進のための施設・インフラの質的向上を図ることである。この目標を達成するための主な活動は、以下の通りである。

- (1) 2カ国間および多国間貿易外交の努力を頻繁に、かつ最大効果を狙って実践する。
- (2) 国際貿易促進のための機関および制度の整備。
- (3) 国際貿易に関する情報システムの整備、ならびに国際貿易協力で得られた成果についての広報活動の質的向上。
- (4) 海外市場参入システムの信頼性の向上。
- (5) 海外市場参入における業界の役割の促進。
- (6) 国際貿易の情報システムに対する中小企業のアクセス改善。
- (7) 国際的コミットメントに従い、海外貿易にとっての諸障壁を段階的に廃止しながら、関税保護を含めた国家利益の確保を図る。

4.2 競争力に優れた産業の開発

産業は経済開発の推進エンジンとして期待される部門だが、現実には国家経済機構はそれを実証していない。これは各産業部門内部の、あるいは生産・流通の総合ネットワークを擁した産業部門相互の活動の間に連動性が不足し、日ごとに増大する競争力強化の要求に対応できないという現状からも明らかである。その原因のひとつは、システムティックな生産活動を推進するはずの諸政策の間に相乗効果が不足していることである。一例を挙げれば、農業部門は、加工産業用の主原料を生産・供給するという相乗効果が期待されているが、実際には国内食糧需要を満たすだけでせい一杯というジレンマに陥っている。その結果、農業を基盤としない加工産業が生まれ、ひいては海外輸入原料への高い依存度を招く原因となっている。技能と訓練を必要とする労働力の調達についても同様である。国民教育の現行カリキュラムは、産業部門の技術移転に役立つような専門教育に十分な配慮をしていない。一方、インフラ建設と産業の設置場所は、インドネシア西部、特にジャワ島に集中する傾向にあり、産業の分散化に貢献していない。

これに関連して、1999-2004年国策大綱では、あらゆる障害と差別的処置を排斥して、天然資源と人的資源において優れたアドバンテージを有し、競争力に優れた産業のグローバルな競争力をつけることを目指した産業、貿易、投資政策を策定する必要性が、明確に述べられている。さらに、国民経済の柱として国内資源に基づいた中小企業の育成を促進する必要がある。

競争力に優れた産業の開発は、グローバル化と世界貿易自由化の時代において、国内市場および

輸出市場の過激な競争に立ち向かっていくうえで、不可欠な課題である。インドネシアは、アセアン自由貿易地域（AFTA：ASEAN FREE TRADE AREA）、アジア太平洋経済協力（APEC：ASIA PACIFIC ECONOMIC COOPERATION）、世界貿易機構（WTO）など、自由貿易に関する各種の国際協定に調印している。国際市場におけるインドネシア製品の競争力を強化するには、技術能力、生産効率、専門的分野への進出の達成を目指し、これらを支援する関連業界のネットワーク開発などを通じて、製品・サービスの品質保証を推進しなければならない。

ここに述べる産業の開発とは、加工産業部門だけではなく、強固で継続性のある生産・流通機構を実現するためのすべての活動、すなわち、原料の調達に始まり、加工を経て、サービス部門に至るまで（第一次、第二次、第三次産業）の全てを対象とする。そのためには、インドネシアの比較的アドバンテージを最大限に活用して、製造、販売の基盤全体を統合的かつ相乗効果をもたらす形に再編し、開発しなければならない。

開発の均衡化も含め、第一次、第二次、第三次産業部門の統合的な開発を行うには、「産業クラスター」アプローチを応用する。このアプローチにより、産業部門内部における活動の連動性（水平方向の連動性）、あるいは生産・流通ネットワーク全体を結ぶ連動性（垂直方向の連動性）が活性化され、先鋭化するグローバルな競争に 대응することができると期待される。

ここで、「産業クラスター」アプローチを強調するのは、過去の政策が部分的、かつ特定産業に偏向した傾向があり、水平および垂直方向の関連性に配慮を欠きらいがあり、その結果、経済コストが上昇し、ひいてはインドネシア製品の競争力を弱めたと判断するからである。

産業クラスターの開発には全国的な工業化政策が必要であり、地方政府を含めた行政機関と事業家の全てが共に協力して政策決定に当たらなければならない。こうして決定された全国的政策には、特に地方資源の潜在的可能性を充分考慮した、各産業クラスターごとの開発指針が盛り込まれる。このようなアプローチにより、地方（地方政府と関連事業家）は、地方における良好なビジネス環境を創出するためのより大きなチャンスを獲得することができる。基本的に、産業クラスターとは、グローバリゼーションと分権化の要求に応えるに最適な産業組織形成である。また、このアプローチを応用することにより、生産・流通活動のネットワーク形成を促進し、零細・中小企業および協同組合の競争力が高まることが期待される。

4.2.1 生産・流通基盤の整備・強化プログラム

このプログラムの目的は、製造・流通活動の全基盤に支持された強固でグローバルな競争力を持つ国内産業機構を構築することである。

この目的を実現するために、生産・流通活動の再編プロセスは、以下の目標を達成することを目指す。

- (1) 生産性の向上と事業の専門化の促進。
- (2) 競争力と国内産業機構の強化を支援するために、競争力向上と生産および流通活動の相互連携を促進する。
- (3) 潜在的可能性を持つ地域へ生産・流通活動のベースを拡大する。
- (4) 地域資源の潜在能力、環境の活力、ならびに管理能力の限度に合わせて事業開発目標を絞り込む。
- (5) 国民所得の均衡化を早める。

これらと並行して、産業開発においては2つ概念に基く再編が必要である。第一は、実業界、特に製造業の再編。これは、大企業のスリム化とともに、零細・中小企業および協同組合を活性化して、インドネシア経済の競争力を達成することを意味する。その目的として、大企業には集中的に特定部門を担当させる一方、零細・中小企業および協同組合には、より鋭敏かつ柔軟な特性を活かして技術と市場の変化に順応させていくことを狙う。

第二は、以下の点をよりどころとして、付加価値と生産性の向上を目指す再編。

- (1) 輸入原料の使用から国産原料への移行。特にアグリビジネスにおいてこれを促進し、農業からアグリビジネスに立脚した産業へと経済機構の変革を目指す。
- (2) 技能を持たない労働力を変革し、豊富な技能を身につけた労働力へと向上させる。
- (3) 職業倫理・精神、産業文化の形成と強化により労働者の成長を図る。

- (4) 経済システム、ネットワーク、機関における生産キャパシティー、生産能力、効率、効果性の向上を支援する変革をもたらす。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 製造活動と他の関連活動および流通が連携・統合されたシステムを基盤とする確実な工業化の実現。
- (2) 文化の多様性を含めた天然資源、人的資源および他の潜在的資源を基盤とする競争力の高い産業クラスターの開発を目指す努力の強化
- (3) グローバルな競争力を持つ生産・流通ベースの多様化。

これらの目標を実現するための主な活動は、以下の通りである。

- (1) 産業部門の競争力の基盤および他の生産部門や流通活動との関連性の調査
- (2) 天然資源に立脚した海洋産業を含む（広義の）農業関連産業、技能・熟練労働力に基礎を置く産業クラスター、資本集中型産業クラスターなどを優先し、グローバルな競争力をつける戦略の策定。
- (3) 「産業クラスター」アプローチ方式による生産・流通業の連携組織化。
- (4) インドネシア東部を含むいくつかの地方で、生産・流通活動のグローバルな競争力強化を支援する主要要素の強化を図る。
- (5) 地域・世界の需要に添った製品・サービス標準化の開発と導入。
- (6) 製品の質および事業の生産性の向上
- (7) 需要に応じた工程技術、生産技術、設計技術、および工業エンジニアリング技術の能力向上。

特に、農業関連産業のクラスターの開発支援のために、アグリビジネスのネットワークの強化が必要である。そのために最も肝要な開発要因は、農業の近代化である。量、多様性、供給の継続性などの面における農業製品の質的向上、および農民の能力向上を図ることが極めて重要である。

4.2.2 競合的、非差別的な制度・環境強化プログラム

このプログラムの目的は、競合の原理に基いた産業開発を実現するうえで、業界と社会一般の活発な参加を可能にし、市場の要請に従った法制度の確立、ならびに、より公正な政策策定を推進することである。将来の課題に備えるために、このプログラムは次の方向を目指す。

- (1) 商業的な事業開発のための法の確立を促進する。
- (2) 事業キャパシティーと機会の拡大のための諸条件の整備。
- (3) 事業への意欲を高め、同時に、グローバルな競争力を持つ製品・サービスの質的向上と標準化に対する事業者のイニシアチブおよび意識を啓蒙する。
- (4) 地方自治の拡大と地方分権化の精神に則り、全国的に効率の向上を図る。

プログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 生産・流通事業の開発に関する法制度の確立。
- (2) 国内市場における公正な競合環境の創出と強化。
- (3) 生産・流通業の開発、利用、アクセス向上のための公共サービスおよび政府施設の効果的な開発。
- (4) 政府および民間の事業者を巻き込み、このプログラムの実施に対する強力で一貫した全国的なコミットメントを実現する。

これらの目標を達成するための主な活動は、以下の通りである。

- (1) 事業関連規制、事業上の安全確保を含む事業保証、健全な競合市場の実現など、商業的な事業展開と関連した法的枠組を完備する。
- (2) 生産・流通の事業手続の簡素化と分権化。

- (3) 戦略的物資の生産・流通における民間の役割の向上。
- (4) 事業開発政策の策定プロセスに事業家が参与できるような組織化を行う。
- (5) 事業拡大の可能性とニーズに対応しうる経済インフラの整備。
- (6) 知的所有権の保護に関する制度と機関の強化。
- (7) 製品・サービスの品質に対する認証・承認制度の導入を通じて標準化の制度整備と関連機関の強化を行う。
- (8) 全国・地方レベルにおける応用技術研究開発機関の復興と活性化。
- (9) 国益と国際協定を重視しながら、関税引下げおよび非関税障壁の排除を行う。
- (10) 特に中小企業を対象とした、投資、輸出、税務上の便宜ならびにその効果の拡大。

4.3 市場機構の強化

ここでいう市場とは、市場における実践者、市場機関、市場メカニズムと関わる法規制、およびこれらの間に生じる経済の相互作用ともいうべき経済機構の全体を指す。公正な市場メカニズムの特徴は、全住民の最大限の参加と、経済的資源へのアクセスに対する均等な機会にある。この2つの原則が基礎となり、効率的で透明な資源の配分、ならびに事業推進者たちに相互利益をもたらす関係が生まれることが期待される。そのためには、事業の確実性を保証する法律の確立が必要である。それにより、すでに実績のある事業者は、経済力が特定の人々に集中することなく、国民の利益を損なわない形でより良い業績を上げることが出来る。公正な市場メカニズムが期待どおりに稼動するためには、市場活動の不備や非効率を防ぐよう、フレキシブルで統制のとれた市場管理システムを築く必要がある。

過去30年間の国家開発においては、市場機構への配慮が不足し、そのため市場は完全に稼動することができなかった。市場の不完全さは、市場における行為者相互の能力と与えられるチャンスに不均衡を生み、一部事業家に経済力が集中し、タテ・ヨコの事業連鎖の中で生産要因の独占を生んできた。

4.3.1 市場機構の強化プログラム

このプログラムの目的は、事業活動にとって競争的、かつ適正な事業環境を生み、効率の原則に立ってインドネシア製品の競争力を向上させることである。このプログラムの目標は、公正な市場メカニズムの存続を支援できるような関係機関を強化すること、事業上の各種障害の軽減、および消費者の保護である。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 「不健全な事業独占と競争の禁止に関する1999年法律第5号」、「消費者の保護に関する1999年法律第8号」の施行に従った、全国・地方レベルの事業競争における独立監督機関および消費者保護をめぐる独立機関の教化、ならびに司法機関の独立性の確立。
- (2) 有効期限付き商品の監督機関の強化。
- (3) 全国、地方レベルでの製品・サービス情報に関するネットワークおよび機関の開発。
- (4) 事業の確実性を保証するための法令の確立、および市場のゆがみの発生を軽減するための早期警告システムの開設。
- (5) 製品・サービスの需要・供給、原料・補助材料の調達源、テクノロジー、流通拠点に関する情報に一般市民および事業者が均等にアクセスできるよう、既存あるいはこれから策定する政策の合理化を行う。
- (6) 製品・サービスに対する国民のアクセス拡大のために製品・サービス情報ネットワークを段階的に開発する。
- (7) 州、県、市の境界を越えた商取引の円滑化を図るため、製品・サービスの売買および運送面における国内商業の阻害要因を軽減する。地方独自収入の増大を図る地方の努力は支援すべきだが、地方間の自由な取引を阻むさまざまな課徴金を設定する方法は肯定できない。地方間の自由な取引は直接、間接に地方の経済活動を向上させ、結果的に地方独自収入の増加につながる。

4.4 観光開発

1999-2004年国策大綱では、観光開発は、経済と社会文化という2つの側面を含むと記されている。経済的側面で見れば、観光開発は競争力を上げ、同時に外貨獲得を向上させる努力である。現在、諸国からの観

光客は、国内の政治・治安情勢が原因で減少している。ゆえに、短期的には、観光開発において、インドネシアが安全かつ快適な観光地であることをアピールし、イメージの回復を優先すべきである。一方、中期的には、観光対象ならびに観光市場の開発により、観光国としての強固な基礎づくりを行わねばならない。

なお、以上に述べた観光開発の2つの側面については、第8章「社会文化の開発」の「文化、芸術、観光」の項に詳述する。

4.5 科学・技術能力の向上

グローバル化の影響で急速な変化が起こり、インドネシアもできるだけ早く、他の諸国と肩を並べられるよう要求されている。国の競争力を高めるための科学・技術の役割はますます強まっている。

これに関連して、1999-2004年国策大綱にも、科学・技術の習得、開発、利用の向上が義務づけられており、これには実業界や零細・中小企業および協同組合において、インドネシア独自の技術を習得、開発、利用し、国内資源をベースとする製品・サービスの競争力を向上させることが包括されている。

今まで、科学・技術の開発利用は経済活動にあまり活かされていなかった。さまざまな調査開発活動が行われてきたが、その投資費用に比べて実業界への還元利用はほとんど行われていないと、多くの事業家は感じている。一方、市場開放により業界の競争はますます激化しており、強力な科学・技術のバックアップを必要としている。したがって、技術サービスの質と種類はますます高いものが要求されている。また、科学・技術政策は利用者の需要と受入れ能力に配慮し、かつ環境に親切的な技術利用を拡大する方向で策定されるべきである。また、実業界自身の開発による技術革新も、資金的制限、開発コストの高さ、投資回収のハイ・リスク、およびそれを許さない事業環境などから、今なお非常に限られている。

科学・技術が国家競争力の向上により大きな役割を果たすよう、科学・技術の習得・利用に関する各種プログラムを実践していく。科学・技術の習得に関するプログラムについては第7章「教育の開発」に述べる。科学・技術の産業界利用促進に関するプログラムは以下のとおりである。

4.5.1 実業界における科学・技術の促進プログラム

このプログラムの目的は、実業界の一助としての科学・技術の役割を促進し、実業界を含む科学・技術の実践者の間に化学・技術利用に関する明確なルールを設定することにある。このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 産業界が利用できるような科学・技術の役割向上を目的とする各種規定の策定。
- (2) 研究開発機関を持つ企業数の向上。
- (3) 研究開発費の拠出に対する実業界の貢献を高める。
- (4) 研究開発活動の副産物としての自営業者の増加、技術サービスを利用した自営業者、特に中小企業、協同組合、地方資源に立脚した事業の増加。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 技術サービスの種類と質の向上
- (2) 実業界における、また実業界による、科学技術の役割を支援するための法律、財務、金融上の各種インセンティブの設置。
- (3) 実業界の事業計画および科学技術開発の情報源として、統計データの強化・完備を図る。

4.5.2 技術情報の普及プログラム

このプログラムは、科学技術の調査・研究者とその利用者の間における知識の交流を高めることを目的とする。このプログラムの目標は、実業界に対し事業チャンス情報を提供し、地方産業の技術的付加価値を高めることである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 事業チャンスに関する情報の提供、技術情報ネットワークの設置、地域資源に立脚した産業や中小企業、

協同組合の特性を活かした技術的付加価値の向上。

- (2) さまざまな事業融資スキーム（特に中小企業向け）の一環として技術情報援助を行う。
- (3) 実業界との協同研究件数の増加。

5. 投資の促進

経済危機の現在、投資レベルは危機前に比べて大きく低下している。この投資の下落は、直接、低い経済成長の原因となっている。資本の流れとしては、今なお民間における流出資本が流入を上回るというキャピタル・フライトが続いている。投資レベルの低下の原因はいくつかあるが、特に治安および政治情勢の不安定による面が大きい。治安状況はいまだに改善されず、国内外の投資家をしてインドネシアに今すぐ投資しようという意志を阻んでいる。ゆえに、投資活動の促進のためには、治安・秩序の回復と政治の安定化が前提となる。

経済回復の初期段階においては、国民の消費上昇によって経済が動きはじめる。しかし、高度の消費レベルは長く持続するものではなく、投資によってその役割が交代されなければならない。1997年に急落した投資は、1999年にはすでに好ましい変化の兆しを示しはじめている。したがって今後とも、継続して投資促進の努力を続け、恒常的な経済の回復と成長を創出せねばならない。ここで優先すべきは、借入りに基く投資よりも、外国からの直接投資や資本市場における投資などの自己資本投資(equity based investment)である。また、運輸、エネルギー、電力、通信など、経済成長を支援するインフラ設備の建設投資も優先される。

5.1 外国投資および国内投資の促進

国内、国外投資の促進については、投資手続きの簡略化、投資許可に関する権限の分権化、投資ネガティブ・リスト（外国投資が禁じられている分野のリスト）の定期的な見直しなど、さまざまな努力が行われてきた。しかし、なお改善すべき弱点がある。その第一は、インセンティブ供与の制度が一貫性と透明性を欠くこと。第二は、営業許可の制度が今なお複雑で、結果的に、特に中小企業にとって、コストを高くしていることである。

5.1.1 外国投資および国内投資の促進プログラム

このプログラムの目的は、投資件数と金額に有意義な増加を図ることだ。このプログラムの目標は、効果的、効率的な投資サービス制度の設定、ならびに良好な投資環境の創出である。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 投資を促進に関する法制度をより適正なものに整備する。例えばインセンティブ・システムの完備、投資許認可の分権化、投資法の完備などを含む投資規制の緩和などである。
- (2) 状況の進展に合わせた定期的な投資ネガティブ・リスト（外国投資が禁じられている分野のリスト）の見直し。
- (3) 投資家への効率的なサービスを保証するために、中央・地方関係機関において、組織および要員のプロフェッショナリズムを強化する。この中には、投資を阻む各種行為のモニタリング制度を形成し、住民の各種苦情により敏感に反応できる体制を整えることも含む。
- (4) 国内外での投資プロモーション活動の推進。
- (5) さまざまな経済パートナーとの間の相互利益をもたらす戦略的な提携を促進する。
- (6) 二国間および多国間の経済協力と協議を促進する。

これらの対策に並行して、外国投資家の信頼を向上させ、インドネシアへの投資意欲をそそるとともに、癒着・汚職・縁故主義を含むコスト増の要因を低減し、投資誘致を促進すべきである。

5.2 資本市場の開発

安価な方法で資金調達を可能にする選択肢としての資本市場組織の役割と機能は、まだ最大限には活かされていない。その結果、資金調達源としての資本市場に興味を示す事業家はあまり多くない。ゆえに、一般社会の自己資本に立脚した投資資金源の促進を図るためには、市場メカニズムの強化を通じた資本市場の開

発を優先しなければならない。また、資金調達という目的のほか、資本市場の開発においては、資本市場に参画する一般市民の保護も目指すべきである。そのため、この政策は、資本市場での取引の透明化を促進し、プロフェッショナルで独立した監視メカニズムを創設する方向を目指すべきである。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 適正で規則正しく、効率的で国際水準に添った資本市場の創設のために、資本市場監視の手続きと実施方法を確立し、関連法令を整備する。
- (2) 監視機関の人的資源の質的向上。
- (3) 資本市場に関する情報の一般社会への普及範囲拡大の努力を含め、情報管理システムのキャパシティの向上。
- (4) 1995年法律第8号を改正するための資本市場法案の上程。
- (5) 資本市場参加者の透明性促進を含む、適正企業管理 (good corporate governance) 実践の向上ならびに普及活動の推進。

5.3 国営企業再編の迅速化

国営企業の多くは、投資された資本額に比して獲得利益が低いことなどからも明かなように、十分な業績を達成していない。それだけでなく、1997年、1998年においては、一部の国営企業はその債務を返済できなかつたり、十分な利益を計上できなかった。

今まで国営企業の業績が最大限に発揮されなかったのは、その効率、プロフェッショナルリズム、および企業経営の透明性と国民に対する説明義務が低かったことに関係している。ここでいう国営企業とは、国家が所有する企業 (BUMN) および地方政府が所有する公営企業 (BUMD) から成り、形式としては公社 (Perum = Perusahaan Umum)、官営公社 (Perjan = Perusahaan Jawatan)、株式会社 (PT = Perusahaan Terbatas) を包括する。国営企業内部の問題としては、役割と機能の両立のむずかしさにある。国営企業は国民に対するサービス提供の役割を果たすことが要求される一方、他方においては、最大の利益を上げるといった義務を課されている。また、外的な問題として指摘されるのは、自由貿易の原則と地方自治の導入に対する準備ができていないことである。このような状態にあるため、国営企業の再編は不可避である。ただし、1945年憲法第33条の規定にもあるとおり、国営企業 (BUMN) の民営化は、短期の利益に基いて短絡的に行うべきではなく、長期的な、より大きな公共の利益も尊重しなければならない。

国営企業の再編政策は、公社、官営公社、株式会社を問わず、公共施設の提供、国防治安産業、戦略的資産の管理、および民間企業や協同組合では管掌できないその他の事業分野で活動し、その業務が公共の利益に関連する国営企業 (BUMN) の企業効率と競争力を向上させる方向を目指すべきである。ただし、こうした国営企業の再編においては、次の事項に注意し、それらを保証する方法で再編を行うべきである。すなわち、(1) サービス・レベルの充足と維持、(2) 国民のサービス利用能力、(3) 高い経済コストを生む原因とならないことである。

これらの政策の目標は、以下の通りである。

- (1) プロフェッショナルで効率的、かつ企業文化を保有した組織・経営の確立を通して国営企業の再編を行い、その活動を主要事業分野に集中させる。
- (2) 公共の利益に直結せず、あまり戦略的でない国営企業で、なおかつ質実さ、透明性に欠け、国民に対する経営責任を果たせない場合は、売却もしくは投資市場および信託ユニット方式により、一般市民への所有権の分散を目指す。
- (3) 多くの国民の生活需要に直結しない、あるいはあまり重要ではない部門の国営企業、さらに継続的な赤字を計上している国営企業を清算する。付加価値の高い民営化として、まず、投資家が高い興味を示す通信、運輸、農園、ホテル・観光、公共事業および石油・ガス部門の民営化を先に行う。

付加価値の高い民営化を支援するために、次のプログラムを実践する。

5.3.1 国営企業の再編プログラム

このプログラムは、国営企業の利益、経営の健全さ、およびサービスの質的向上を目的とする。このプログラムの目標は、国営企業の事業効率と競争力を高め、国営企業とその他の事業の間に協業関係を創出することである。

これらの目的、目標を達成するために、以下のような国営企業再編プログラムの主な政策と活動を行う。

- (1) 国営企業の財務の健全化。
- (2) 国営企業の経営と監督の強化。
- (3) 不健全な状態にある戦略的国営企業の再建のために、業務提携など、操業上の協業チャンスを拡大する。
- (4) 民営化された国営企業に対し、これまで供与してきた便宜や保護を段階的に排除していく。また、補助金や新規増資への予算は制限する。
- (5) 国営企業と他の企業との間に、下請契約、運転資本の調達、訓練・実習の供与など、能力主義に基いた協業関係を促進する。
- (6) 一般市民が資本市場においてより多くの国営企業株を取得できるよう、信託ユニットの開設を支援する。

6. 経済開発支援のための施設とインフラ整備

経済危機により公共サービスの提供能力は低下した。これは主として現存するインフラの運営、維持に必要な資金の不足が原因である。公共サービス用施設およびインフラを維持し、向上させる努力は3つの問題に直面している。第一に、施設とインフラの建設には、巨額の資金が必要で、その資金回収期間は長く、広大な土地と高度の技術を要し、一定の経済性を達成するためには企画と実践にかなりの時間を注がねばならないため、これらの建設は容易ではない。また、現在、国の経済能力が、政府、民間ともに非常に制限されている。第二は、施設とインフラの開発は各部門にとって、事業チャンスを拡大するための前提条件であることである。人口の増加とともに公共サービス用施設およびインフラを増設する必要が生じている。第三は、グローバルな競争に直面した現在、手ごろな料金で、より満足できる、質の高い公共サービスを求める国民の要求を満たすためには、公共サービス整備事業の在り方そのものを再編する必要がある。

インドネシア経済の回復を早めるため、公共施設・インフラおよびサービスの開発において次の基準を検討しなければならない。

- (1) 直接または間接に多くの雇用機会を創出する。
- (2) 地域経済の開発を支援する。
- (3) インフラ・プロジェクトの周辺地域に住んでいる住民にとって最大の経済的効用を生み出す。
- (4) 経済性、財政面のフィージビリティが保証され、国内外の投資を惹きつけることができる。

ここで云うインフラおよびサービスとは、運輸、エネルギー、電力、水資源（灌漑、上水、環境衛生）、郵便・情報通信から成る。これらの需要を満たすために行うべき主なプログラムは以下のとおりである。

エネルギー、電力、水資源および郵便・情報通信のためには3つのプログラムを遂行する。すなわち、(1) 公共施設・インフラのサービス・レベルを維持するためのプログラム、(2) 公共施設・インフラの再編・改革プログラム、(3) 公共用施設およびインフラ・サービスに対する住民のアクセス向上プログラム。一方、特に運輸のためには、運輸施設・インフラの開発プログラムを実施する。これら4つの主要プログラムは、公共用施設およびインフラ・サービスの整備を促進する上での全国的な規範であり、各地方への適用にあたってはそれぞれの状況と能力を考慮するものとする。

6.1 公共用施設およびインフラのサービス・レベルを維持するためのプログラム

このプログラムの目的は、現在すでにある、または建設中の公共用施設およびインフラの状態を維持・改善し、質的に満足できるレベルのサービスを維持、推進することにある。また、これらの公共施設・インフラを今後もなお稼働できる状態に維持し、生産部門において最大活用できるようにすることである。そのために、現在、既にある、または建設中のインフラについてはそれらの経済的価値が低下しないよう、保全に

努力する。一方、新規の公共施設・インフラの建設は、現存の公共サービス・キャパシティーの供給範囲を超えた分野、および輸出支援分野に限る。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 経済回復のための最低需要を満たすことのできる公共施設・インフラ整備。
- (2) 建設が完了していない、または完全な操業体制に行っていない公共施設・インフラの建設過程の継続。
- (3) 公共施設・インフラのデザインおよび建設計画に対する再検討。
- (4) サステイナブルな経済開発の基盤に関するデータ・情報と関連する公共施設・インフラの整備。

これらの目標を達成するために、コスト・パフォーマンス、時間的制約、ならびに資金、技術、およびサービス対象となる消費者など、その他の要因を考慮したうえ、公共施設・インフラの修復、保全、および中断した事業の完工計画を立てる。また、地方自治の実施や中央・地方財政均衡化政策などの現行法規に添ったものであるかどうかの検討も必要である。

公用施設およびインフラ・サービスを経済危機以前の状態に回復するには、経済性を考慮しながら、現在ある施設・インフラの修復、改善を行う。これにより、既に存在する施設・インフラを最大限に、より長い期間に渡って、効率的に活用でき、サービスの質的維持と継続を最大限に行うことができる。

公共施設・インフラの整備は、生産活動、輸出増進、および雇用拡大に資するものを最優先して行う。特に村落地域における弱小経済層のための灌漑網の改善、上水設備、環境衛生およびエネルギー供給をこれに含む。再生可能な代替エネルギーを含め、村落地域への電力供給も優先事業のひとつである。国民経済能力を上げるためのインフラ整備事業への技術援助も確実に実施すべきである。

6.2 公共施設・インフラ部門の再編・改革続行プログラム

公共施設・インフラ部門の機関・企業に対する再編・改革の目的は、この部門における投資事業にとって良好な環境を創出し、健全化を図り、業績を向上させることにある。このプログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 財政的フィージビリティの回復。
- (2) 公共施設・インフラの建設事業において明確な競合と規制を創出すること。
- (3) 民間セクターの役割の向上とともに、新しい資金源を獲得し、これを効率的に活用する。
- (4) 公共施設・インフラ部門における政府の役割の低下とともに、この部門の政府管理におけるの透明性と効率の向上。

財政的フィージビリティ、競合、透明性、および民間セクターの参画という目標を達成するには、根本的な改革が必要である。既に開始された改革もあるが、それらについては、今後より一層の迅速化を図り、改革の対象範囲も拡大する。これらの目的と目標を達成するために、以下のような完全な再編を目指す6つの活動を行う。

- (1) 産業の再編とグループ解体 (unbundling system)。
- (2) 商業関係の開発と競合体制の導入
- (3) 市場メカニズムと補助金制度に基いた料金設定の新しいアプローチ。
- (4) 民間参画の合理化と拡大。
- (5) 政府の役割の明確化
- (6) 規制機能の強化、および新しい法的枠組の開発。

これらのステップの詳細は以下のとおりである。

公共施設・インフラ部門をそれぞれの構成要素に分離する作業は、各部門に競合の原理を導入する第一ステップである。次いで、全ての関係業者に平等な土俵を整える。これは公正な競争を生み出す基盤としても必要である。いままで業務用消費に負担を転嫁し、専属市場 (captive market) に対する競争力を低下させ

てきた相互補助システム（cross subsidy）は廃止し、市場競争に関する規則を注意深く導入していく。

公共施設・インフラ部門の分離作業は、地理的分離と機能的分離の2つから成る。地理的分離は、インドネシア領土の多様性に基く。機能的分離は公共施設・インフラ部門がいくつかのサブ部門から成るという現実に基いている。このようにそれぞれの活動を分離することにより、責任範囲が明確になり、市場競争の基盤をつくることができる。

また、市場競争の促進は効率を保証するためにも必要である。競合は効率化を余儀なくし、コスト削減をもたらし、ひいては製造者と消費者の間に利益とリスクの分与をもたらし、政府にとっては計画と規制に必要な負担を軽減する効能がある。市場競争は、完全な競合市場を目指す直接または段階的な開発により促進していく。

透明性の推進のため、公共施設・インフラの建設は民間商業ベースで実施することもできる。一方、戦略的事業を含めた社会的使命を担う部門の事業は、補助金制度(PSO: Public Service Obligation)やその他インセンティブ・システムを透明な形で導入し、政府が実践する。これに関連して、政府は公共サービス料金の合理化を目指す総合的なプログラムを導入する。これらの料金は、コストの完全な回収が可能となるよう、段階的に値上げする。ただし、開発の均等化と経済的弱者の保護を目的とするものは例外的に扱い、今後とも補助を与えるが、これらの補助は明白かつ透明でなければならない。料金値上げのメカニズムを導入することにより、効率化を促し、将来ますます増大する補助金負担を防止し、同時に新しい産業機構を支援することができる。

公共施設・インフラ部門における民間参画の促進は、大規模な再編プロセスの一部として推進する。実施に当たって、財政的、経済的フィージビリティを無視してはならず、市場競争と透明性の向上と並行して行わなければならない。これに関連して、民営化事業は以下の点に注意し、これを保証する形で推進する。

- (1) サービス・レベルの充足。
- (2) 住民の手が届く公共サービスでなければならない。
- (3) 高い経済コストを生じさせない。

次に、公共施設・インフラ事業における政府の役割・機能は、現在、所有者、政策策定者、規制者、運営者という役割・機能を併合しているが、今後、この部門の磐石な基盤が出来上がり、運営面における透明性が向上するよう、これらを分離していく。将来、政府の役割は、政策の策定者、規制管理者、および奨励者として方向づけ、強化していく。

上記の方策に並行して、インフラ建設における法的枠組の強化を推進する。これは、競合市場を創出し、また料金決定と補助金供与の基本原則を整備していくために必要である。法的枠組としては各種の法律、規定を実現していく。これには新規の法案（インフラ法案、情報技術法案 Cyber Law など）、および現行法規の改定（道路法など）を含み、これにより、過渡期の間の部分的競合市場の実現、および再編・改革の目標である完全な競合市場実現のための受入れ体制を整えていく。

6.3 公共用施設およびインフラ・サービスに対する住民のアクセス向上プログラム

このプログラムの目的は、公共用施設およびインフラ・サービスの到達範囲を、辺地、奥地、国境地帯まで拡大することである。このような公共施設・インフラ網の拡大においては、通信、電力、灌漑を含め、住民の基本的ニーズを満たすために必要なインフラの整備を優先して行う。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 孤立した地域、辺境地、開発後進地域における開拓事業の推進。
- (2) 社会の全階層に対してインフラ・サービスがゆきわたるようにする。
- (3) 法規制の強化、完備を行う。

孤立した地域、辺境地、開発後進地域におけるインフラ・サービスの整備を支援するために、政府は開拓事業を起こし、これに介入していく。これらの開拓事業は、単に表面的な経済性に基くものではなく、これらの地域を孤立から開放し、経済成長を促進するためである。実施に当たっては、政府は施設・インフラを整備し、

運営面では、政府の補助金政策によってサポートしていく。次いで、住民の経済力が向上するにつれ、段階的および系統的に補助金を廃止し、国営企業、地方公営企業、民間企業、協同組合および住民による商業・ベースの操業が可能となるよう、公共用施設およびインフラ・サービスの料金を設定していく。

これら公共サービスの料金が住民の手の届く範囲となるよう、公共サービスの建設および操業に当たっては、効率の向上を目指す活動を推進する。効率の向上は、住民の購買力を検討したうえ、企画の段階における公共施設・インフラの標準化から、操業段階に至るまで一貫して行う。また、これらの活動が確実に実践されるよう、住民の購買力に合わせた料金設定メカニズムに留意したうえで、法規定の完備と強化をはかる必要である。

6.4 運輸関係施設・インフラの開発プログラム

運輸の開発は国家開発の中でも極めて重要な部分である。運輸施設・インフラは経済活動を支援し、地域、地方、国内、海外の各レベルで、原料の調達源から市場までの製品・サービスの物流をはじめ、人および物の流れをつかさどるサービスを提供する。運輸施設およびインフラ・サービスは一般社会活動の支援機関として非常に重要であり、貧困削減にも関連する。

運輸施設・インフラ開発の目標は、効率的で信頼でき、高品質、安全、かつ適正な料金の運輸サービスの向上を図り、地方開発と統合され、複合的な輸送手段(intermodal)を包括した全国的な運輸システムを実現することである。それにより、村落_都市間の運輸網の拡充も含め、流通組織の一部として、社会一般に有益なサービスを提供できるようにすることである。

運輸施設・インフラ開発プログラムの目標は、以下の通りである。

第一に、運輸関係インフラ・サービスの維持および向上のために、以下の活動を行う。

- (1) 運輸サービスの最低需要を充足し、同時に経済回復への努力を支援する。
- (2) 技術設計の限界まで利用ができるよう、運輸施設およびインフラ・サービスの物理的状態の保全に努める。
- (3) 運輸管理システムの向上を図る。
- (4) 効率、経済性、人間性、安全性など、現場の需要に合わせた技術水準を通じて、運輸施設およびインフラ・サービスの向上を図る。

第二に、運輸部門の再編、改革を継続するため、以下の活動を行う。

- (1) 住民が購買力に応じて選択できるよう、各種の運輸施設およびインフラ・サービスを提供する。
- (2) より効率的で消費者の需要に応じた運輸施設およびインフラ・サービスを提供できるよう、関連法令・機関の再編を行い、より競争力のある運輸オペレーション・システムを創出する。
- (3) 運輸施設およびインフラ・サービス部門の事業チャンスを公正かつ透明に、社会全般に開放し、この分野において住民の利害を損なう独占サービス体制が発生しないように努める。
- (4) 運輸サービス部門への政府、国営企業、民間企業の参加を促進する。その中で、政府は規制管理者、奨励者としての役割、国営企業、民間企業は運輸サービスのオペレーターおよび所有者・経営者としての役割を果たすように指導する。

第三に、運輸施設およびインフラ・サービスに対する国民のアクセスを向上させるため、以下の活動を行う。

- (1) 運輸施設およびインフラ・サービスを、辺地の住民を含む社会全般に提供する。特に低所得層の人々のためには、彼等の手が届く料金を設定する。
- (2) 特に地方開発の支援と運輸施設およびインフラ・サービスにおける非効率の発生を避けるために、複合的な輸送手段(intermodal)を通して全国運輸ネットワークと地方運輸ネットワークを統合する。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 運輸施設・インフラ、特に道路、鉄道、橋、埠頭、空港の修復・保全を行う。
- (2) 既存の運輸施設・インフラを最大限に活用できるよう、運輸管理システムを通じて効率の向上を図る。たとえば、運輸需要管理システム、交通・運輸のエンジニアリング・制御システム、法規制の完備と厳格な適用(過剰貸荷の防止や道路使用税に関する規定など)、および交通安全システムやナビゲーション機

器の向上などを通して、これを達成する。

- (3) すでにキャパシティをオーバーした路線やボトル・ネックとなり交通渋滞を引き起こしている地点での運輸サービス許容量の拡大。特に必需品の物流を円滑にしたり、輸出支援を目指すものについては、効率、経済性を検討のうえ、既存キャパシティの拡大または新規施設・インフラの建設を図る。
- (4) 運輸サービス・システム、デザイン、運輸施設・インフラの建設・保全における技術的、経済的な能力とプロフェッショナリズムを支えとして、運輸施設・インフラの技術標準化システム、情報データ・システム、運輸サービス・システムの改善を図り、サービス・システムの向上を図る。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 運輸部門における組織および規制面の改革と再編。例えば、現行の課題と進展（地方自治やグローバリゼーション）に合わせた運輸関係法令や施行規定の完備。料金政策の再編、および独立規制機関の設立。より効率的、効果的な運輸施設の資金調達システムの再編。これには鉄道業務における公共サービス義務（PSO = Public Service Obligation）、インフラ保全義務（IMO = Infrastructure Maintenance Obligation）、路線アクセス代価（TAC = Track Access Charge）方式の導入、ならびにその他の交通機関における“利用者負担”制度を、透明かつ効率的に導入することを含む。消費者の権利に留意しつつ公正なサービス競争を促進するための許可・規制システムの改革。これには独占的な活動の分離・解体を含む。
- (2) 公団化、企業再編、コマーシャル・ベースの業務活動で民間に譲渡できる分野の分離などを通して、運輸部門国営企業の改革と再編を行う。民間への譲渡は、たとえば、戦略的パートナーの探索、オペレーション・マネージメントの提携、生産分与契約などを通して行うことが可能である。さらに、準備の整った国営企業は、短期的にも長期的にも国家の利益を損なわないような方式で、段階的に民営化を促進する。

次に、これらの目標を達成するために、主として以下の活動を行う。

- (1) 辺境地や国境地帯における運輸施設・インフラを敷設・改善し、この部門のサービスの開拓を促進する。これには、辺境地における幹線道路、船舶用埠頭、渡河用埠頭、空港などの建設を含む。
- (2) 陸・海・空運輸の辺境オペレーション活動に対し、透明で、効率的、効果的に補助金制度を適用し、辺地における運輸サービスが恒常的に、かつ地方開発迅速化計画と統合した形で維持・運営できるようにする。
- (3) 辺境および村落における運輸システム整備のために、法規制の緩和を図り、適正な投資環境を支援することにより、地方政府、住民、および協同組合を含む業界の参加ならびに協力を促進する。
- (4) 地方開発支援のために、各地の交通網に統合的に直結した複合的な全国交通網の企画・開発を推進する。
- (5) 秩序正しく、円滑、安全、快適、効率的で環境に優しく、全ての利用者の手が届く料金のマス・トランスポーターション・システムを開発し、都市部の住民、特に低所得層が運輸・交通サービスを利用できるようにする。

7. 豊かな天然資源の継続的利用

経済システムと社会システムの存続は、生活システムを支える天然資源システムの存続にかかっている。したがって、国の天然資源の活用努力は、天然資源の継続的利用という枠組の中に位置付けられる。

7.1 海洋開発プログラム

このプログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 島嶼、沿岸地帯の社会の開発と活性化。
- (2) プラズマ方式事業、原料調達、自然環境保護、および観光サービスなどを行うに当たり、マングローブ林、珊瑚礁、干潟、河口など住民に直結した海岸地帯の生態環境のリハビリ・保存活動を促進する。
- (3) 漁業資源を含む海岸・海洋資源の活用における保全・監督の促進。
- (4) 水域および海岸・海洋資源の整備。
- (5) 海岸、海洋および小島の資源開発・利用促進。

- (6) 地方所得および住民福祉の向上のために、公正かつ均衡が取れた、持続可能な方法により漁業および海岸・海洋資源活用のための統合的管理を行い、その効率と生産性を上げる。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 海岸地帯および辺境の島嶼の住民および漁民の所得の向上。
- (2) 海岸・小島地帯の資源、ならびに漁業資源の実質的価値の向上。海岸・海洋の産品・サービスの役割向上。
- (3) 海岸・小島地帯のステータスの確定。
- (4) マングローブ林、珊瑚礁、干潟、河口など、海岸地帯の生態環境の修復、保存活動に関連する住民ベースの管理事業を促進する。
- (5) 海岸・海洋資源の持続可能な管理・活用について国民の自覚・理解を促進する。
- (6) 海岸・海洋地帯の住民経済において海洋保護地域や保存地域の役割を向上させる。
- (7) 海洋部門における投資促進と事業チャンスの拡大。
- (8) 海岸・海洋地域の資源に対する効率的で持続可能な管理・運営を促進するため、地方分権を実現する。
- (9) 陸、海岸、海洋をひとつとした統合的地域開発の実現、これらの区域と資源の調和のとれた活用。
- (10) 辺境の小島、珊瑚礁、漁業資源を住民のために最大限かつ持続可能に活用出来るように促進する。
- (11) 漁業、海岸および海洋資源の利用に対する監督の強化。

このプログラムの主な活動は、以下の通りである。

- (1) 海岸・海洋の統合的地域開発計画の策定。
- (2) 海岸・海洋地域の確定、ならびに海岸・海洋・小島および漁業資源の潜在能力に関する情報システムと地図の開発。
- (3) 海岸・海洋・小島および漁業資源の活用における監督・管理の強化。
- (4) 海岸・海洋地域の産品・サービス、および海底に沈んだ財宝などの潜在資源に関する目録の作成と利用促進。
- (5) 海岸・海洋・小島における漁業資源およびその他資源の利用に関連する、地域住民組織の整備と強化。
- (6) 環境に優しい科学技術を導入し、環境維持と活用のバランスを取り、法の適用を一貫して進めることにより、海洋産品・サービスにおける自然保護を推進する。
- (7) マングローブ林、珊瑚礁、干潟、河口など、プラズマ方式事業の源となる海岸地帯の生態環境における環境破壊の修復・リハビリ推進。
- (8) マングローブ林、珊瑚礁、干潟、河口などにおける生態環境とその他資源の保護。
- (9) 窃盗や違法行為の多い水域における監視パトロールにより、海岸地帯・海洋の治安・保護を促進する。海岸・海洋資源の破壊活動を阻止するために、近隣諸国との地域協力を促進する。
- (10) 生物の多様性、ならびに自然観光（エコツーリズム）、海洋サービスの潜在能力に関する探索とデータ目録の作成。
- (11) 現地住民の慣習的コミュニティによる海岸地帯および漁業資源の開発促進。
- (12) 海岸・海洋・小島地域の管理運営において、住民の役割・参加を向上させるための指導・教育を促進する。
- (13) 地方分権化に伴い、関連政府要員の活動とプロフェッショナリズムを向上させるに当たり、これに調和するかたちで海岸地域の住民組織の強化・開発を図る。
- (14) 海洋関連の製品・サービスの最大活用を図るために、海岸地域における公共施設・インフラの建設を進め、公共サービスを拡充する。
- (15) 海岸・海洋・小島地域の管理運営において、事業面におけるパートナーシップを促進し、漁業資源を活用する。

7.2 森林・耕地の開発・管理プログラム

このプログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 効率的で、公平かつ持続可能な森林管理により、森林の質と生産性を向上させ、国家・地方経済および国民福祉に対する森林の貢献を拡大する。

- (2) 多様な利用目的を統合し、効率的で、公平かつサステイナブルな耕地管理を行うことにより、耕地資源の効率と生産性を向上させ、その結果、地方収入と住民福祉も向上させる。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 生産性の低い林業用地の管理、住民経営林(hutan rakyat)の開発、および地元社会に密着した森林の管理強化。
- (2) 林業産品の実質的価値の向上、林業産品およびサービスの役割の向上。
- (3) 国民経済における保護林と保存林の役割向上。
- (4) 森林の盗伐、不法伐採、および火災の減少。
- (5) 住民の認知に基く森林地域ステータスの確立促進。
- (6) 森林管理システムの再編。
- (7) 林業および伐採業の効率向上。
- (8) 効率的で自然保護に留意した森林管理を促す地方分権を実現する。
- (9) 林業部門における投資および事業チャンスの増大。
- (10) 雇用の拡大と住民所得の向上。
- (11) 耕地・森林の活用に当たり、利用と保存のバランスを向上させる。
- (12) 耕地・森林の活用と管理において、保存地域、保護地域の機能を維持し、生物多様性の保全を図る。
- (13) 農業、林業における破損耕地の削減。
- (14) 耕地に対する権利の確立。
- (15) 土地に関する係争の低減。
- (16) 土地の統合的な管理ができる住民組織の開発。

これらの目標を達成するために行う主な活動は、以下の通りである。

- (1) 農業、林業の開発管理企画システムのメカニズムおよび計画の作成。
- (2) 住民認知をベースとした農業・林業地域の確立ならびに林業部門の情報システムと林業地図の開発。
- (3) 農業・林業用地から非農業・林業用地への転化防止。
- (4) 林業資源、林業産品、および環境サービスの利用向上とデータ目録作成。
- (5) 地域住民組織の強化を通して、林業資源に関する諸機関の整備を促進する。
- (6) 環境に優しい科学技術の応用、木材の生産と需要のバランス（産業再編）、木材以外の林業産品の活用、農園地域から産出される木材の活用、および一貫した法規の確立を通して、伐採と林産加工の効率化および活用の向上を図る。
- (7) 植林、緑化、および破損森林・耕地のリハビリの実践を迅速化する
- (8) 人口林、社会経営林(hutan masyarakat)、住民経営林(hutan rakyat)、および各種の林業関連事業の開発。
- (9) 盗伐、不法伐採、森林火災、および害虫、病害からの森林保護。
- (10) 生物の多様性ならびに自然観光（エコツーリズム）の潜在資源の探索およびデータ目録作成。
- (11) 森林管理および林業関連産業における事業提携の促進。
- (12) 代々受継がれた慣習林の管理指導と森林の多機能性に関する住民啓蒙を促進し、両者の調和を図り、林業地域における社会抗争の発生を低減する。
- (13) 森林開発における住民の役割と参画を推進するための指導、教育、支援を行う。
- (14) 地方分権化に並行して、中央と地方の森林関連機関の開発を促進し、同時に関連政府要員のプロフェッショナリズムと活性化を促進する。
- (15) 林業部門の法規、政策の研究と改善。
- (16) 林業地域の開発・運営を農業開発努力と統合し、アグロフォレストリー(農林)産業を形成する。
- (17) 森林・耕地の管理監督システムの開発。

7.3 水資源の開発・管理プログラム

このプログラムの目的は、水の浄化還元能力を保証する統括的な管理を実現し、かつ各種関連機関および法規を整備しなおすことにより、水資源の利用と生産性の向上を図ることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 水資源に関する各種関連機関、およびその開発、管理に関する法規を整備しなおし、公正な水の使用権を確立する。
- (2) 効率と効果性の向上、操業の自立、貯水施設や天然水源の維持と保全による水資源の利用と生産性の向上。

このプロジェクトの目標を達成するための主な活動は、以下の通りである。

- (1) 水資源の管理と保存における中央政府、州、県、市、民間、および一般社会の役割と責任を再調整する。
- (2) 水資源開発における諸政策の調整のために、全国および各州レベルの調整機関を設ける。
- (3) 1999年法律第22号および第25号に則り、灌漑用水に関する1974年法律第11号と諸規定、および関連機関を改める。
- (4) 中央および州レベルの水文学的データの収集・管理ネットワークと専門機関の設立、ならびに効果的、効率的な水資源の管理を支援するために、デシジョン・サポート・システム(DSS=decision support system)を設定し、施行する
- (5) 河川流域、特にすでにかかりの破壊状態にある河川領域の管理に関する政令およびその他規定の整備。
- (6) 上流から下流に至る河川流域の統合的管理を担う機関の設立のための準備と支援。
- (7) 地下水と地表水の統合的な保存。
- (8) 法規制の確立により、特に貯水地帯、工業地帯、都市部における地表水汚染を管理する。
- (9) 灌漑、住宅、都市、工業、およびその他各種活動用の水源として、ダム、湖、沼、池、溜め池、およびその他の貯水用建造物の貯水能力を管理、保存する。
- (10) 河川流の保全を図り、その利用を促進する。

7.4 鉱物資源の利用プログラム

鉱物資源の利用は、その管理と開発が鉱業の正しい管理原則(good mining practices)に沿って適切に行われる限り、最大の成果と最小のマイナス効果をもたらすものである。また、適切で正しい採鉱は、鉱山の保存を助け、その寿命を長く保たせる。したがってこのプログラムの主な目的は、適切で正しく、環境状態に合わせた採鉱方式の採用を促進すること、ならびに鉱業部門の加工製品と鉱業用原料の生産向上を図り、輸入を抑制することである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 埋蔵鉱物資源を管理し、採鉱寿命を延長する。
- (2) 採鉱による環境破壊というネガティブな影響の低下。
- (3) 地方経済を向上させ、地方独自収入を増やすために、地方における鉱業事業チャンスをもっと大きく開放する。
- (4) 採鉱後の経済活動に留意した採鉱事業を促進する鉱山事業環境を創出する。
- (5) 国内にある鉱業および地質学センターの活用を優先して、中央および地方における鉱物資源情報の調達能力を向上させる。
- (6) 海岸、海洋地域における鉱業サーヴェイ能力の向上。
- (7) 鉱山事業全般および住民経営による鉱山事業の将来的確実性の強化する。

これらの目標を達成するための主な活動は、以下の通りである。

- (1) 鉱業資源に関する完全かつ包括的なデータの準備、および情報データの解釈も含めた適切技術の習得。
- (2) 鉱業技術者や教育担当者を対象とする教育センターを通じ、鉱業技術者の教育、人的資源の開発を促進し、能力向上を図る。
- (3) 鉱業研究所の施設・インフラならびに支援産業の改善。

- (4) 法規制の整備および透明な公共サービスの推進。
- (5) 住民経営による鉱山事業に対する基本的施設・インフラの整備。
- (6) 環境テクノロジーおよび鉱業の適正利用に関する情報サービスの実施。
- (7) 鉱山事業の周辺における鉱物保存と環境保存に関する指導。
- (8) 国内産業能力と適正な技術に支援された鉱業技術開発と施設・インフラの整備。

一方、住民経営による鉱山事業の継続は、雇用促進のためにも必要である。とはいえ、ここでも自然環境の保存に留意することが必要である。ゆえに、住民経営による鉱山事業の開発促進においては、特に経済面と自然保護面の双方を支援できるような育成、監督ならびに技術指導を行う必要がある。

D. マクロ経済の枠組み

1. マクロ経済政策の方向

マクロ経済の枠組みは、短期と中期におけるマクロ経済の展望について全体的な情報を与えることを目的とする。1999-2004年国策大綱の規定によれば、マクロ経済政策の方向は、以下の通りだ。

- (1) 実体経済の再建のために経済の救済と回復の迅速化を図る。
- (2) 適正で安定した、現実的な金利レベル、およびインフレ率の抑制を達成するための努力を行う。
- (3) 予算赤字の削減、海外借款の段階的削減、公正かつ透明な累進課税による税収の向上、歳出の節減により国家予算の健全化を図る。
- (4) 銀行増資と民間の債務再編の迅速化。
- (5) 他の諸政策と連動した統合的な各種の努力により、貧困と失業率の削減を図る。
- (6) 国民経済システムの開発の支援。

以上、短期マクロ経済政策においては、経済の回復を主眼とする。また、中期マクロ経済政策においては、他の諸政策の実施と歩調を合わせて、サステナブルかつ公正な開発基盤の強化を目指す。

これら短期、中期における基本的な課題は、インドネシア経済がグローバル市場にますます統合され、ルピアの変動相場制が導入され、地方分権への気運が高まる環境において、経済の不確定要因を低減することにある。一方、国家経済に対しては、経済的活力の充実、経済危機の再来防止と経済回復への道の確保が要請される。そのために今後、実施すべき主な活動は以下のとおりである。

1. 治安と政治の安定を回復、充実させる。これは投資気運の醸成に必要な主要前提条件となる。治安と政治の安定は海外からの投資導入に多大な影響を与える。また、国内投資活動がなお回復していないのは、銀行が経済回復の仲介者としての融資機能を果たしていないこと、および企業債務の再編が完了していないことなどにもよる。
2. 法の確立。経済分野における法の確実性は、所有権の保証だけでなく、経済活動における健全な事業経営を育成するためにも必要である。法的支援は、健全な競合環境の実現、資本市場の開発、直面する自由貿易時代への準備、および企業債再編の迅速化などのために必要である。
3. 正しく、清潔で威厳ある国家・政府の運営（グッド・ガバナンス）の実践。このステップは、以下の事項を達成するために必要である。
 - (i) 健全な事業環境の成長を著しく阻害する癒着・汚職・縁故主義など、職権濫用の低減。
 - (ii) 効率よく、経済の進展と国民の要請に対応できる官僚制度の実現。
 - (iii) 国際世界におけるインドネシアのイメージ向上。
4. 地方分権プロセスの確実な実施。地方分権は、ただちに実施すべき国家のコミットメントである。そのため、地方分権のプロセスは、国民福祉の向上が実現できるよう、また逆に地域間格差を拡大したり経済の不安定を招くことがないように十分な監督を必要とする。地方分権化の施行においては、次の条件を満たさなければならない。

- (i) 歳入管理の権限を地方に委譲する場合、歳出の責任と釣合うように確認しながら実施するなど、地方分権を段階的に行うこと。
 - (ii) 開発の各部門間、および中央・地方政府間の強い協調に支えられて行うこと。
5. 経済の安定化に留意しながら、経済推進のための財政・通貨政策を実践する。2001年においては、なお財政上の刺激策が必要と見られる。民間セクターの回復に連れ、財政上のインセンティブは段階的に削減していく。
 6. 銀行の融資機能を回復させる。2000年を以って銀行の資本増資プログラムは完了すると期待される。次の基本的ステップは、企業債務の再編徹底と歩調を合わせた銀行の融資機能の回復を図ることである。このようにして、中小企業を含めた企業への銀行融資を正常に戻すことができる。
 7. 企業債務の再編の迅速化。このステップは、銀行と有望企業との間に相乗効果をもたらし、相互強化を図るために行う。そのために、ジャカルタ・イニシアチブと銀行再編庁の組織と支援対策を強化し、両組織の有効性を高める。これに関連して、銀行再編庁には、債務削減(ヘアカット)と債務の株式転化(debt to equity swap)により民間債務の処理を図る権限が与えられている。次に、銀行再編庁は、比較的少額(500億ルピア未満)の債務の処理については国営銀行に委託(アウトソーシング)し、最大債務グループへの直接的な対応に努力を集中する。債務返済を望む中小企業(50億ルピア未満)に対しては罰金、利子および借入元金の帳消しという形のインセンティブを与える。
 8. 開発資源の再割当の迅速化。経済危機が進行している間、ルピアの交換レートや物価の変動など、経済界は根本的な変化を経験した。その結果、各産業間の事業展望にも変化が生じている。輸出志向の事業は、対ドル・ルピアレートの低下のため経済危機の間は製品が海外での競争力を高め、むしろ大きな利益を得た。そのため、特に非石油ガス製品の輸出と観光サービスの促進を目指して、資源の再割当を推進しなければならない。実践すべき対策は、商業、投資部門の規制緩和などによる事業障壁の低減、労働者の再就職を支援するための訓練、生産と流通の円滑化を支援するための基本インフラの保全、リハビリなどである。

これらの基本的な対策は経済組織の強化につながる資本である。こうした組織的な変更の成功からは、以下のような効果が期待される。

1. 成長の質的向上。加速化すると予測される経済の成長は、経済危機の間に急増した失業者に雇用機会を創出し、貧困者数を減少することが期待される。
2. 国民の生産性の向上。国民の生産性の向上により、高度で持続可能な経済成長が期待できる。経済成長の源は、労働者の数と資本の累計だけでなく、生産性に対する国民の貢献も含めた総合的な要因(total factor productivity)を含むものである。
3. 経済的活力の向上。生産の面から言えば、(生産性も含めた)多様な成長の源は、この国の経済の基盤を強化するものである。財源面では、銀行の健全化や資本市場の発展など、各種機関の整備は国家開発の財源の多様化を支援する。経済的活力についても、(GDPに対する比率で見た)公的債務と財政赤字の減少、バランスの取れた国際収支と十分な外貨備蓄高、ルピアの安定化、低金利、抑制されたインフレなど、ますます強化される経済ファンダメンタルズに反映される。

2. 経済状況の概要

1999年以来、経済回復の兆しは、1米ドルあたり7,500~8,000ルピアの比較的安定した為替レート、2.0%の低インフレ率、自動車・バイクやセメントの生産、電力消費、小売業など、上昇を続ける実体経済の実績などに反映されている。

継続的な経済回復と成長は、経済の安定性にかかっている。インフレ率は2000年が7~9%だが、その後、下降を続け、2004年には3~5%に達すると見られる(〔表1〕参照)。2000年のインフレ率が比較的高いのは、燃料油や電気基本料金など、政府統制価格の値上げ計画があるためである。これらが、国家財政にとってかなりの負担となっているため、値上げは避けがたい。

経済の安定性は外貨、特に米ドルに対するルピア為替レートの変動が小さいことにも反映される。変動相場制(flexible exchange rate regime)が導入されて以来、ルピアの交換レートの安定は、財政・金融政策に

よるインフレ率の管理を通じてしか行えなくなった。総体的に言えば、2001年の財政政策は、まだ拡張的である。また、金融政策では引き続き厳しい規制を適用する。今後、金融部門と実体経済が回復するにつれ、政策の方向は逆転し、国家予算のサステナビリティ（fiscal sustainability）を目指すことになる。こうした財政政策と金融政策の組合せにより、物価の安定を達成することが期待される。また、ルピアの交換レートも次第に強化されて比較的安定し、2004年には1米ドルあたり6,500~7,500ルピアに落ち着くと見込まれる。

インドネシアの経済展望は原油輸出価格にも影響される。2000年の原油輸出価格は、US\$26.9/バーレルの見込みである。その後、次第に下降して、2004年にはUS\$20/バーレルになると推定される。

経済回復の始まりにおいては、個人と政府の消費が高まり、これが経済にとっての刺激となる。輸出実績が伸び、銀行の融資機能が回復し、企業債務問題の解決が促進されるにつれ、2001年には投資気運が高まると思われる。これは経済成長の促進に果たす一般投資の役割を反映するもので、2001年には上向きに転じ、1.7%に達する見込みである。中期的にも一般投資の役割はますます向上し、2004年には成長率3.3%に達すると推定される。一方、民間消費の役割もなお比較的高く、これは国民所得の向上を反映するものである。

これらの傾向から、国家経済は次第に回復し、今後とも持続的に発展して、将来起こり得る変動に対しても充分に対処しうる強い基盤が形成されるものと思われる。2000年の経済成長率は4~5%の見込みだが、2001~2004年も年間成長率4.5~5.5%ないし6~7%の幅で引続き成長を続けると思われる。1998年の物価を基準とした場合、1人当たりの国民所得は2004年には590万ルピアに達し、経済危機以前（1996年）に到達していた550万ルピアをしのぐと予想される。

経済開発の推進における投資の役割も今後、更に高くなると思われる。国民総生産に対する投資総額の比率は、1999年には12.5%まで下落したが、今後は継続的に上昇し、2004年には28.3%に達すると期待される。また、1999年には国民総生産の7.2%まで落ち込んだ一般投資も、今後ずっと改善を続け、2004年には23.8%に達する見込みだ。

投資は国内外の預金で賄われる。投資資金の調達に果たす国民預金の役割は、1999年には国民総生産の12%まで落ち込んだが、2004年には21.2%まで回復すると見込まれる。これは国民福祉の改善のほか、銀行の業績改善により、一般大衆の銀行への信頼が継続的に回復していくことを反映している。一方、投資資金の調達に占める国外預金の役割は、2004年にもなお、経済危機以前のレベルより低く、国民総生産の1.1%に留まる見込みである。これは、投資資金の調達のためには国内資金源の開拓努力が今後も必要であることを意味する。

こうした経済開発が達成されたならば、将来、外からの変動に対応しうる、より強固な経済ファンダメンタルズが創出される。このことは、以下に述べる複数のマクロ経済指標に反映される。

第一に、国際収支の均衡。経済危機の間、貿易収支は黒字だったが、2004年を皮切りに、赤字に逆転すると思われる。これは、製造部門の活動が回復するにつれて輸入がますます増加するために起こるものである。2004年における貿易収支の赤字率は、国内総生産に対して1.1%前後になると予測される。この赤字率はなお安全圏にあると判断され、経済危機の前よりも低い。しかし投資、特に外国投資の増加により、全体的には、国際収支の均衡は保ち得ると思われる。外貨準備高は今後とも増加を続け、2004年には5.3ヶ月分の輸入に匹敵する見込みである。

第二に、財政の改善。国家予算は初めの何年かは依然、かなりの赤字を記録する見込みだが、その後、次第に改善し、2004年には黒字に転じることが期待される。民間セクターが今なお復興と基盤強化の段階にあるため、この間のかかなり大きな赤字分は、財政上の刺激策という形での経済回復支援を目指すものである。以上に述べたような赤字から黒字への構造的な転換は、国家予算の強化と維持（財政のサステナビリティ）を達成するための努力を反映するものである。

第三に、国内総生産に対する政府の累積債務の比率の低下。政府の国内・対外債務の累計は1999/2000年度、国民総生産の101%にまで達したが、2004年には46%前後に低下すると見られる。これは、開発資金の調達をより自立した形で確保できるよう、政府が自助努力を重ねることを意味する。

第四に、金融部門における基本要因の安定、強化。これは、国際水準とあまり隔たらないレベルに抑制されたインフレ率、ルピアに対する信頼の回復につれ、漸次、安定化するルピアの為替レート、投資のリスク要因の低減に並行した国内金利の低下に反映される。

[表1] マクロ経済の予測概要¹⁾

指標	1999	予測				
		2000	2001	2002	2003	2004
基本指標の予測						
インフレ率、消費者物価指数(%)	2.0	7~9	6~8	5~7	4~6	3~5
為替レート (Rp/US\$)	7,809	7,000~	7,000~	6,500~	6,500~	6,500~
		8,000	8,000	7,500	7,500	7,500
ルピア・レートの実質変動率(%) ²⁾						
年間	-6.2	-3.1	-10.2	-3.9	-9.3	-1.9
対1996/97年度	62.0	54.2	38.5	33.2	20.7	18.4
6ヶ月定期預金金利(%)	21.5	12.0	11.2	11.1	11.0	10.9
経済成長率(%)	0.3	4~5	4.5~5.5	5~6	6~7	6~7
1人当たり国民所得						
公称 (US\$)	691	760	912	1,011	1,196	1,312
実質(Rp000) ³⁾	4,785	4,929	5,111	5,328	5,583	5,873
対GDP貿易収支(%)	4.0	4.8	3.7	1.8	-0.0	-1.1
対GDP国家予算黒字/赤字(%) ⁴⁾	-3.9	-3.4	-3.7	-2.2	-0.7	1.5
対GDP政府債務累計(%) ⁴⁾	101.2	99.2	86.3	76.3	63.9	45.7
対外債務	46.3	48.6	41.1	35.5	28.5	24.8
国内債務	54.9	50.5	45.2	40.7	35.4	20.8
経済成長に対する寄与率						
経済成長率(%)	0.3	4~5	4.5~5.5	5~6	6~7	6~7
消費	2.6	0.9	1.0	2.6	3.0	3.8
民間	2.5	1.4	1.8	2.6	3.0	3.8
政府	0.0	-0.5	-0.8	-0.0	-0.1	0.0
投資	-5.3	0.4	2.0	2.6	3.6	3.1
民間 (在庫変動を含む)	-5.6	0.6	1.7	2.4	3.1	3.3
政府	0.4	-0.2	0.3	0.2	0.5	-0.2
外需	3.0	3.2	2.2	0.5	-0.2	-0.2
輸出	-11.3	1.3	2.3	1.1	0.8	1.0
輸入	14.3	1.9	-0.1	-0.6	-1.0	-1.3
投資および資金調達源(%) (対GNP比率)						
投資総額 (在庫変動を含む)	12.5	19.3	20.5	22.2	24.7	28.3
政府	5.3	4.7	4.9	4.8	5.1	4.5
民間	7.2	14.6	15.7	17.4	19.6	23.8
預金総額	12.5	19.3	20.5	22.2	24.7	28.3
国内預金	13.3	24.1	24.2	24.0	24.7	27.2
政府	1.7	0.3	1.1	2.7	4.5	5.9
民間	11.6	23.8	23.1	21.3	20.2	21.2
海外預金	-0.8	-4.8	-3.7	-1.8	0.0	1.1

注:

¹⁾ 合計で小数点以下1位の数字が異なるのは四捨五入のためである。²⁾ 正数はルピア・レートの低下、負数は上昇を示す。³⁾ 1998年物価指数に基づく予測。⁴⁾ 1999年とは、1999/2000予算年度(1999年4月1日から2000年3月31日まで)、2000年予算年度は2000年4月1日から2000年12月31日まで、2001年度以降の予算年度は暦年と同じ。

3. 経済構造

中期展望におけるインドネシア経済は、より効率的なものになることが期待される。この経済効率の向上とは、インクリメンタル・キャピタル・アウトプット比(ICOR= Incremental Capital-Output Ratio)¹の低下として反映されるものである。2000~2004年の間、ICORは段階的に下降を続け、4.4から2.0になると予測される。それに並行して、トータル・ファクター・プロダクティヴィティー(TFP= Total Factor Productivity)²で測定される生産性も改善する見込み³である。2000~2004年の間、あらゆる分野を対象とした改革の成果として、TFPは年間平均1.6%の貢献を果たすと予測される。

経済回復の初期における推進力として期待される部門は、民間消費に資する部門、畜産と漁業を含む広義の農業のように輸出志向で現地の付加価値を高める部門、食品、飲料、煙草など労働集約型工業部門、および繊維、皮革、靴などの部門である。これら部門全体およびサブ・セクターは1999年においてすでにプラス成長を記録している。

2000~2004年の期間は、農業部門では1.4_2.9%の成長が期待される。これは過去10年間の成長率2.0%を超える成長率である（[表2]参照）。これだけ大きな成長を目標とするのは、今なお国民経済の大部分が農業、特に漁業、畜産業、農園を基盤としており、これをより活性化することが急務だからである。

中期展望においては、非石油・ガス部門の加工産業が経済推進の主役となろう。2000~2004年には、この分野の成長率は年7.9%が予測される。これは過去、経済危機発生以前の5年間(1992~1996年)の平均12.5%よりも低い。一方、国民経済活性化のためには、労働集約型の産業が相変わらず大きな比重をしめることになる。農業製品の加工業も同様だが、これは1999年、他に先んじて危機から脱出している。

以上のような成長要因に基き、工業化への経済変革は、農業部門を開発基盤として再び継続される。経済危機の中で高まった農業部門の役割は、今後、次第に低下していく。1999年における農業部門の貢献は19.5%、すなわち危機の前よりも3%高い数値を記録している。2004年においては、17.0%までふたたび低下すると思われる。一方、経済危機の間、低下を見た加工産業部門は、次第に回復し、2004年には26.8%に達すると予測される。

経済の成長は雇用機会を生む。1999年の全国労働調査によると、完全失業者の数は600万人、全労働者数の6.4%に当たる。2000~2004年の間、平均経済成長率を5.7%とすると、1100万人のための雇用機会を生み出すことになる。したがって、完全失業者の数は次第に低減し、2004年には5.1%になると推定される。

経済危機の間、農業部門における雇用機会はかなりの上昇を見たが、これは、この部門が一般庶民の経済活動を支えていることの実証である。経済が回復するとともに、農業部門の就労者の一部は工業、サービス部門に移行すると思われる。2000~2004年の間、農業部門の労働者の生産性は、毎年平均3.5%増加すると思われる。一方、同時期に加工産業部門では、230万人の雇用機会が創出され、生産性は毎年平均3.4%前後向上する見込みである。

¹ ICOR とは、国内総生産を1単位上げるのに必要な投資額を示す。ICOR 値の算出は、 $ICOR_t = (I_{t-1}/GNP_t - GNP_{t-1})$ の公式で行う。

² TFP とは、資本と労働力以外の生産性要因の経済成長率に対する貢献度を示したものであり、これは労働力の質と技術の向上によることも可能だ。TFPの算定式は： $\Delta Y/Y = \alpha (\Delta K/K) + \beta (\Delta L/L) + TFP$ であり、 α と β はそれぞれGNPの成長率に対する資本成長と労働力の弾性を意味する。また、 α と β の相関関係は、 $(\alpha + \beta = 1)$ の一定関係にあると想定する。

³ 規制緩和施行後の期間(1988-1991年)のTFP貢献率は平均1.0%、経済危機以前の5年間(1992-1996年)の平均貢献率はマイナス0.9%。

[表2] 経済構造の予測¹⁾

部門	1999年	予測				
		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
国民総生産の成長率(%)						
農業	2.1	1.4	2.5	2.5	2.7	2.9
加工業	2.6	4.8	6.4	7.3	8.4	9.2
非石油・ガス	2.2	5.5	6.9	7.9	9.2	10.0
その他	-1.2	5.3	5.5	6.0	6.2	6.4
国民総生産の配分(%)						
農業	19.5	18.3	18.1	17.8	17.5	17.0
加工業	25.4	25.5	25.7	26.0	26.4	26.8
非石油・ガス	22.4	22.2	22.5	22.9	23.4	24.1
その他	55.1	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2
労働人口						
雇用機会(百万人)	88.8	90.9	92.9	95.1	97.5	99.8
農業	38.4	37.6	37.3	37.1	36.8	36.4
比率(%)	43.2	41.1	40.2	39.1	37.8	36.5
加工業	11.5	11.6	11.8	12.1	12.9	13.8
比率(%)	13.0	12.8	12.7	12.7	13.2	13.8
その他	38.9	41.7	43.7	45.8	47.8	49.5
比率(%)	43.8	45.8	47.1	48.2	49.0	49.6
完全失業者(%) ²⁾	6.4	6.2	6.0	5.7	5.4	5.1

注：

¹⁾ 小数点第1位の合計数値が合わないのは四捨五入による。

²⁾ 完全失業者とは、一度も就労したことがない者で求職中の者、あるいは就労したことはあるが、退職または解雇されて現在、求職中の者を指す。

経済再建、雇用機会の創出、各開発部門間を相互に統括するシステムティックな諸対策、および貧困層の低減を目指す特別政策の施行が効を奏するに連れ、2004年における貧困人口は1999年の18.2%から4%前後低下する見込みである。

4. 国際収支

[表3]に示したインドネシアの国際収支予測は、世界経済の進展と国内マクロ経済の進展という2つの基本的な仮定に立っている。国際経済の進展に関する仮定は、経済成長率、特に先進国の成長率、世界のインフレ率、金利レベル、主要工業国間の通貨パリティなどに関わる。国際収支に関連する国内要因予測は、経済成長の目標値とそのパターン、国内外の投資・資金調達源に関わる。

過去2年間、貿易収支はかなり大きな黒字を記録してきたが、これは非石油・ガス製品の輸入低下が輸出の低下および1999年の原油輸出価格の高騰より大きかったことに起因しているといえる。非石油・ガス製品の輸入が落ちたのは、第一に、経済危機の間、経済活動が弱体化し、国内銀行に対する国際社会の信用が落ちた結果、インドネシアの銀行が開設した輸入L/Cを諸外国の銀行が拒否したためである。一方、非石油・ガス製品の輸出阻害要因は、輸入資材の調達が阻害された結果、輸入資材使用率の高い製品の輸出に支障が生じたこと、コンテナや運転資本融資の獲得難、低効率のために特に他のアジア諸国との競争力に劣ったこと、輸出先の国々からダンピングの非難を受けたこと、および主要輸出製品の価格が低下したことなどによる。

来るべき5年間に、これらの阻害要因は段階的に解消されることが期待されている。輸出総額は年平均10.4%の伸びで、1999年に512億米ドルだったものが2004年には835億米ドルになると予測される。このうち、非石油・ガス製品の輸出は年平均11.9%の伸びで、1999年に410億米ドルであったものが、2004年には720億米ドルになる見込みである。中でも、非石油・ガス製品の加工業に最大の伸びが期待される。経済の回復にしたがい、非石油・ガス製品の輸入も上昇を続け、年平均15.3%の伸びで、1999年の輸入額266億米ドルが2004年には542億米ドルになると推定される。サービス部門では、観光サービス部門の改善が著しく、外貨獲得源のひとつになると期待される。しかしながら、公的債務の膨張による巨額の金利支払いが、サービス収支の赤字増大の原因となることが憂慮される。

こうした傾向により、貿易収支は2002年まではなお黒字、2003年に比較的均衡が保たれ、2004年には赤字に転向すると見られる。しかし、2004年における貿易収支の赤字は国民総生産の1.1%と予測され、これは経済危機以前よりも低い。

資金の流れにおける収支を見ると、1997年と1998年に起きた膨大な資金流出は、1999年にも続くと思われる。しかし、2000年と2001年には、民間債務再編の進展と並行して、民間資金の純流出額は縮小する見込みである。外国投資も今後は向上すると期待されるが、民間投資の余剰流入が記録されるのは2002年からと予測される。

政府資金の流れにおける収支では、1999年に約25億米ドルの余剰を記録したが、これは第一にバリ・クラブを通じて2002年3月まで政府対外債務のリスケジュールリングがなされたことによる。インドネシアの経済回復を支援するためのプログラム・ローンは1997年に開始されたが、2000年にもまだかなりの金額に達し、2001年になって初めて低減し始める。全体的に政府の資金収支における余剰は、プログラム・ローンの額が低減し、他国政府およびIMFからの借入の返済額が増えるにつれて減っていく。

こうした資金収支の展望は、特に民間部門の収支においてかなり保守的な展望である。こうした保守的な予測を立てたのも、第一に、1997~1999年間に流出した資金300億米ドル前後は、早急にその全ての環流を期待することは難しい。第二に、その他の民間資金の流れは、2001年までは赤字に留まると思われる。これは一部の民間債務が既にリスケジュールされたとはいえ、流入資金は流出資金をカバーできるほど大きくないと見られるためである。第三に、外国投資の向上は期待されるとはいえ、純民間資本(net private capital)の流れは依然、経済危機の前より低いと見られる。

[表3]国際収支の予測¹⁾

(単位：10億米ドル)

部門	1999年	予測				
		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
輸出	51.2	61.1	63.9	69.8	75.9	83.5
石油・ガス	10.3	14.6	12.2	12.3	11.9	11.5
非石油・ガス	41.0	46.5	51.6	57.4	64.0	72.0
(成長率)	-4.6	13.5	11.0	11.2	11.5	12.5
輸入	-30.6	-35.6	-39.3	-45.3	-52.3	-59.3
石油・ガス	-4.0	-4.9	-4.2	-4.7	-5.1	-5.1
非石油・ガス	-26.6	-30.6	-35.1	-40.6	-47.2	-54.2
(成長率)	-8.4	15.0	14.4	16.0	16.1	14.9
サービス	-14.9	-17.9	-17.3	-20.5	-23.7	-27.5
政府債務利子支払	-3.2	-3.5	-3.6	-3.4	-3.3	-3.2
経常貿易収支	5.8	7.6	7.2	3.9	-0.1	-3.3
資金出入収支	-7.4	-11.3	-6.4	0.6	3.7	5.1
政府	2.5	-0.1	-0.5	-1.8	-1.7	-1.6
流入	6.6	4.3	4.9	4.1	4.1	4.0
流出	-4.1	-4.4	-5.5	-5.9	-5.8	-5.6
民間	-9.9	-11.2	-5.9	2.4	5.4	6.7
外国投資Net	-2.7	-5.3	-3.1	2.0	3.0	4.0
その他	-7.2	-5.8	-2.8	0.4	2.4	2.7
臨時資金調達	2.9	3.9	2.8	-0.4	-1.3	-0.7
IMF Net	1.4	1.5	-0.2	-1.1	-1.3	-0.7
リスケジュール ²⁾	1.5	2.4	3.0	0.7	0.0	0.0
黒字/赤字(総収支)	1.2	0.2	3.6	4.1	2.3	1.1
外貨備蓄高 ²⁾	27.1	27.2	30.8	34.9	37.3	38.4
(輸入月額)	7.1	6.1	6.5	6.4	5.9	5.3
外貨備蓄高Net	16.9	18.2	22.1	27.3	30.9	32.7
対外債務	148.1	137.6	133.9	134.1	136.6	141.0
政府 ^{3) 4)}	75.9	77.8	80.0	77.8	74.9	72.6
民間	72.2	59.8	53.9	56.3	61.7	68.4

注：

¹⁾ 小数点第1位の合計値が合わないのは四捨五入による。²⁾ 2000年以降、外貨備蓄高(reserve assets)は海外総資産(gross foreign assets)に変更。³⁾ IMF融資を含む。⁴⁾ 2000年3月、日本円に対して米ドルが強化した結果、中銀による対外累積債務の再評価が行われた。この再評価により、政府の対外累積債務は771億米ドルから753億米ドルに低下した。

全体的に、2004年までの支払収支は依然、黒字と予想される。資金の流れは2001年にはまだ赤字だが、経常貿易収支の黒字でカバーされる見込み。以上のような経常貿易収支と資金の流れの展望から、外貨備蓄高は今後も増大を続け、ルピアの変動に対するクッションの役割を果たすと考えられる。政府および民間債務の完済により、海外債務は国民総生産に対する比率だけでなく、絶対額においても低下すると思われる。

5. 国家財政

2001年の国家財政方針は、経済回復を助長するために財政上の特定の刺激を創出していく。そして、その後の年においては、持続可能な財政（fiscal sustainability）を実現する方向を目指す。この政策指針は、予測期間の当初においてはかなり大きな赤字だったものが、段階的に改善し、2004年には黒字に転換するという展望に基づいている（[表4]参照）⁴。

歳入面では、税収を上げる努力を今後も継続して行う。1999~2004年の間、税収は国民総生産の5%まで増加すると期待される。そのための努力としては、納税事務の簡略化、各種納税免除の廃止、法の適用の厳正化である。一方、石油・ガスの貢献度（税収および税外収入）はともに低下していく見込みである⁵。

国家歳出の面では、継続的な持続可能な財政を達成するための支援対策として、主に次のような努力をする。

1. 銀行再編コストの節減。政府負担の銀行再編はこの2000年で全過程が終了することが期待されている。次には、物価安定策を通じて、低金利を実現し、それにより銀行再編のために発行した国債の金利支払い負担を軽減する。銀行業界の健全化努力は、経済活動を支援するための融資を復活させるために非常に重要である。
2. 段階的な補助金の撤廃。これまでの燃料補助金は貧困層を対象としたものではなかった。補助金を節減した分は、低所得層を対象とする開発支出として活用することができる。こうした考えに立ち、貧困層を対象とした補助金のみを今後も継続していく。
3. 公務員関連支出の増大の制御。公務員給与の改善は、公共サービスの向上のために大切ではあるが、これを賄うための国家予算能力は非常に限られている。したがって、公務員関連支出の増大は、官僚機構の改革と並行して行うべきである。
4. 開発支出の制限。開発支出は生産的、重要、かつ急を要するものに限る。これに関連して、開発支出の優先基準を厳正に設定しなければならない。

予算赤字の補填という側面では、対外債務を減少するという政策指針に基き、国内財源を集中する必要がある。「中央銀行に関する1999年法律第23号」に基き、中央銀行は政府のための財源になることを許されなくなった。したがって、以下の方法で財源を確保しなければならない。

1. 銀行再編によって得た資産の売却が、2004年までに70%の回収率を達成するために最大限の努力を行う。
2. 国営企業の民営化による収益の最大化を図る。その主目的は、一般的な経済促進を図るとともに、特に企業の健全化を推進することにある。
3. 国債の発行。国債の発行においては、基本システムの整備を行い、国のマクロ経済状態に細心の注意を払いつつ検討する。政府による国債の発行は2004年から開始する予定である。

⁴ [表4]に示したとおり、2001年には財政上の刺激策が取られ、財政上のプラスの弾み（fiscal impulse）が予測される。しかし、その後の年においては、持続可能な財政を実現するための努力の結果として収縮が見られる。この場合、収縮するとはいえ、銀行部門および実態経済の回復と並行するため、経済回復が阻害される心配はない。

⁵ ルビアの為替レートが段階的に強化され、石油の輸出価格が段階的に低下するという仮定に立ち、国内総生産に対する石油・ガス収入の比率は次第に低下する見込み。

[表4] 国家予算の予測値^{1) 2)}

(国内総生産に対する%)

部門	1999年	予測				
		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
A. 歳入・無償供与	15.9	19.4	17.3	17.9	18.6	19.3
1. 税収	10.6	11.3	12.3	13.6	14.8	16.0
a. 所得税	6.0	5.8	6.7	7.2	7.8	8.6
石油・ガス	1.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.8
非石油・ガス	4.8	4.2	5.4	6.1	6.9	7.7
b. 付加価値税	2.9	3.3	3.3	3.7	4.1	4.5
c. その他の税収	1.7	2.2	2.3	2.7	2.8	2.9
2. 税外収入	5.3	7.9	4.9	4.3	3.8	3.3
石油・ガス	3.8	6.0	3.5	3.2	2.7	2.4
非石油・ガス	1.5	1.9	1.4	1.2	1.2	0.9
B. 歳出	19.8	22.8	21.0	20.1	19.3	17.9
1. 経常支出	15.3	17.9	16.1	15.3	14.2	13.4
a. 銀行再編	2.1	3.7	4.0	3.5	3.1	2.6
b. 公務員関連支出 (中央+地方)	4.6	5.1	5.4	6.4	6.9	7.2
c. 補助金	5.5	5.5	3.4	2.4	1.5	1.2
d. その他	3.1	3.6	3.3	2.9	2.8	2.6
2. 開発支出	4.5	4.9	4.8	4.8	5.0	4.4
C. 予算収支	-3.9	-3.4	-3.7	-2.2	-0.7	1.5
D. 財源	3.9	3.4	3.7	2.2	0.7	-1.5
1. 国内財源	1.8	1.7	2.3	2.6	1.3	-1.4
a. 国内銀行	-0.0	-0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
b. その他 (Net)	1.8	2.2	2.3	2.6	1.3	-1.4
銀行関係資産売却 ³⁾	1.5	1.9	1.9	2.4	2.0	1.8
減値用資産売却	9.3
民営化	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5
割賦弁済 (-)	0.0	0.0	0.0	-0.3	-1.2	-3.7
減債のための支出 ⁴⁾	-9.3
2. 国外財源 (Net)	2.1	1.7	1.4	-0.4	-0.6	-0.1
a. 借入金	3.8	2.6	2.6	1.9	1.6	1.6
b. 割賦弁済	-1.7	-0.9	-1.1	-2.3	-2.2	-1.7
党書き						
_ 経済に対する財政政策の影響 (fiscal impulse) ⁵⁾	0.5	-0.5	0.2	-1.5	-1.4	-2.0
_ 政府債務	101.2	99.2	86.3	76.3	63.9	45.7

注:

1) 小数点第1位の合計値が合わないのは四捨五入による。

2) 年の表示は予算年度を表わす。1999年は1999/2000年度で1999年4月1日から2000年3月31日まで。2000年は4月1日から12月31日まで(9ヶ月)。2001年以降は暦年と同じで1月1日から12月31日まで。

3) 資産回収率(recovery asset)は推定値30%に基く。

4) 資産回収率に追加回収率40%を加算した最大目標値70%に基いて算出。

5) プラスの数値は政策変更の影響が比較的広く波及し、反対の場合(マイナス値)は影響が縮小傾向であることを示す。

こうした予測は、概括すると、対外債務への依存を減らし、ますます健全な国家予算を実現するという1999-2004年国策大綱の主旨にそったものである。また、こうした予測の中で特記すべきは、中央と地方の均衡財政への移行は、経済の安定を保证する政策管理原則にそって努力されるということである。すなわち、第一に、中央から地方へ国家収入を委譲する場合は、予算および予算管理権の委譲に先んじて、当該支出に関する責任の委譲を行うべ。第二に、地方への融資はマクロ経済の安定を脅かさず、国家予算の継続性に見合った範囲に制限すべきである。これらの原則に従うことにより、マクロ的な経済展望は変化しないですむ(例えば、予算の赤字額や政府の対外債務額など)。ただ、歳入と歳出の構成要素は変化するかもしれない。

6. 金融

ここに示す金融指標は目標値ではなく、インフレ率、金利、ルピア為替レートなど、国家経済の予測値に基くひとつの展望である。

中央銀行は、2001年のコア・インフレ率を4-6%と目標設定した。この目標は、経済ファンダメンタルズの現状に沿うものであり、直接、金融政策によって影響されるものと考えられる。公務員給与の引上げ、石油燃料補助金の削減、政府管轄下にある公共サービス料金の調整という政府の計画により、2001年のインフレ率は6-8%と予測される。その後、政府が行う物価・所得政策の影響による物価上昇(ノン・コア・インフレ)は次第に小さくなり、インフレはコア・インフレにより影響されるようになる。しかし一貫した金融政策の施行により、コア・インフレも低下すると思われる。そしてインフレ率の低下にともない、国内金利も、特に金利プレミアムの低下にしたがって、下降傾向を辿ると推定される。

経済危機の1998年、インドネシアの金利プレミアムは急騰した。これは、Standard & Poors(S&P)などの国際評価機関が外貨融資に対してCCC+の評価を下したことによってより増長された。この評価はすなわち、インドネシア向けの貸付はその返済能力に確信が持てないとされたことを意味する。2000年4月、国別リスク評価でインドネシアは更に格下げされ、SD(Selected Default=部分的不履行)と評価された。これは、インドネシアが債務の一部を返済できないと評価されたことになる。しかしその後、2000年10月初めの債務評価では、中期および短期借入、また外貨および国内通貨借入ともに評価が上がった。インドネシアの外貨借入は長期借入がSDからB-に、短期がSDからCに上がり、国内通貨による借入はB-がBに格上げされた。また、S&Pはこれら格付の全体に対し「安定する見通し」(stable outlook)という評価を下した。

1999年の経済状況の改善は、6ヶ月定期預金の金利が21.5%に低下したことにも反映されている。2000年には、6ヶ月定期預金の金利は12%前後と予測される。これは、経済安定化のプロセスが始まったことを強く示唆するものである。経済改革を真剣に推し進めることにより、中期的にはインドネシアの金利プレミアムも下降を続け、ひいては金利レベル自体の段階的に下げると予測される。金利の動きはルピアの為替レートの動きにつながる。インフレの抑制により、ルピアの為替レートは段階的に強化され、1米ドル当たりRp6,500_Rp7,500の範囲に安定・強化されると見られる。

E. 経済分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
1.	<p>1. 一般社会に対する公平な人道的精神に基き、国民、特に貧困層や身寄りのない子供たちが、一定水準の生活を送れるよう努める。そのために、政府プログラムによる社会保障基金システムを開発し、国民の事業意欲と創造性を育成する。この基金の配分については、施行法令を確立し、効果的で効率的な官僚システムを通して行う。(経済第4項)</p> <p>2. 経済危機の結果生じた貧困と失業から国民が一日も早く脱出できるよう、様々な統合的努力を行う。(経済第21項)</p> <p>3. 労働力の競争力と自立性の向上、賃金の改善、福祉の保障、労働者の保護、組合活動の自由化を目指し、労働分野の全体的かつ統合的な開発を図る。(経済第18項)</p> <p>4. 海外出稼ぎ労働者の能力、安全、法的保護を統合的に管理し、労働者の搾取が行われないよう注意しつつ、その質的、量的な向上を図る。(経済第19項)</p> <p>5. 一般社会に対する公平な人道的精神に基き、国民、特に貧困層や身寄りのない子供たちが、一定水準の生活を送れるよう努める。そのために、政府</p>	<p>1. 貧困家庭のための基本必需品の供給</p> <p>2. 貧困層における事業文化の育成</p> <p>3. 雇用機会の拡大と開発</p> <p>4. 労働者の質と生産性の向上</p> <p>5. 労働者組織の保護と開発</p> <p>6. 社会保障制度の開発</p>	<p>1. 1999年の貧困者人口比率から約4%低下する。</p> <p>2. 貧困家庭にとって入手可能な価格で必需食糧が提供される。</p> <p>3. 奨学金制度の確立により貧困家庭への教育サービスが充実する。</p> <p>4. 貧困家庭に手が届く料金で均等な医療サービスが提供される。</p> <p>5. 貧困家庭に手が届く料金で上水、保健衛生、住宅が供給される。</p> <p>1. 貧困家庭を対象に教育、技能訓練が行われる。</p> <p>2. 貧困家庭の間で生産的な事業を行う傾向が強まる。</p> <p>3. 利益をもたらし、継続的な生産的な事業が促進される。</p> <p>4. 農地を持たない農民、農業労働者のために移住先が提供される。</p> <p>1. 各種事業分野において男女の雇用機会が創出される。</p> <p>2. 完全失業者数が低下する。</p> <p>3. 就労時間の増加により半失業者数が低下する。</p> <p>4. 労働市場に関する正確な情報の提供</p> <p>5. 海外労働市場に関する正確な情報の提供</p> <p>6. 海外労働者派遣による外貨獲得の向上</p> <p>1. 質が高く、生産的で、競争力の高い男女労働者が増える。</p> <p>2. 労働者の認証、認可機関が設置される。</p> <p>3. 労働者の能力に関する基準化と認証制度が確立される。</p> <p>4. 労働訓練の有用性、質、効率が向上する。</p> <p>5. 労働者の生産性が向上する。</p> <p>1. 労働と事業経営にとって安定した環境が実現される。</p> <p>2. 労働者とその家族の福祉が向上する。</p> <p>3. 企業において労働者組織が形成される。</p> <p>4. 労働法規、特に女性を対象とする法規の保護、監督、厳正な法施行の向上</p> <p>5. 労働条件および労働における安全と衛生が保障されるようになる。</p> <p>1. 総合的な社会保障制度の運営管理フレームが確立される。</p> <p>2. 社会保障制度の重要性に対する一般社会、政府、経営者の自覚が向上する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>プログラムによる社会保障基金システムを開発し、国民の事業意欲と創造性を育成する。この基金の配分については、施行法令を確立し、効果的で効率的な官僚システムを通して行う。(経済第4項)</p> <p>6. 全ての労働者に十分な擁護、安全、労働安全・衛生を保障するために、管理運営に政府、企業、労働者が関与する労働者社会保障制度を開発する(社会文化第1.c項)</p> <p>7. 公正、透明、かつ生産的な土地利用を推進するために、伝統的な相続権(ulayat)や共同体を含め、現地住民の諸権利を優先し、調和と均衡の取れた土地利用計画に基づいた国土政策を展開する。(経済第16項)</p> <p>8. 公正で健全競争の原則に基づく市場メカニズムを足場として国民経済システムを開発し、経済成長、社会正義、公共の利益、生活水準、環境保全に留意した持続的開発を重視することにより、事業および労働機会の均等、消費者の権利の保護、および全国民に対する公正な待遇を保障する。(経済第1項)</p> <p>9. 海洋・農業国としての比較上の長所(農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業)に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。(経済第5項)</p> <p>10. 中小企業および協同組合に対して良好な事業環境と最大限の事業機会を与え、より高度な効率、生産性、競争力を持てるよう能力拡大(エンパワメント)する。国家が与える各種便宜、特に不健全な競合からの保護、教育訓練、ビジネスおよび技術情報、操業資金、事業開設</p>	<p>7. 社会保険</p> <p>8. 国土計画(第9章「地方開発」で解説)</p> <p>9. 国土の管理(第9章「地方開発」で解説)</p> <p>10. アグリビジネスの開発</p>	<p>1. 社会保険プログラムでカバーされる人口、家族数が向上する</p> <p>2. 健全で効率的な実施機関が設置される。</p> <p>3. 社会保険プログラムの加入者と運営企業を保護できる法令が確立される。</p> <p>4. 社会保険プログラムの重要性に対する国民、政府、経営者の自覚が向上する</p> <p>本プログラムの業績評価指針は「地方開発」の章で解説</p> <p>本プログラムの業績評価指針は「地方開発」の章で解説</p> <p>1. 食糧植物、園芸植物、畜産、漁業、農園、林業の生産性、品質、優良製品の生産が向上する。</p> <p>2. 農村における雇用および事業機会が増大する。</p> <p>3. 農業および林業製品の輸出が増大する。</p> <p>4. 農業および林業部門の投資が増大する。</p> <p>5. 農業における付加価値が向上する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>用地などの提供は選択的に与えるものとする。(経済第11項)</p> <p>11. アグリビジネス、小企業および手工芸の開発、ならびに関連機関の開発、技術の習得および天然資源の利用を通じて農村住民、特に農民と漁民の活性化を行い、村落開発の迅速化を図る。(地域開発第1.d項)</p> <p>12. 農民、漁民の収入や生産向上に配慮しつつ、国民生活に必要な食糧と栄養が量・質ともに充分に、しかも入手可能な価格において確保できるよう、食料資源の多様性や地域ごとの制度・習慣に立脚した食糧の供給能力を開発し、これを法律的にも確立する。(経済第14項)</p> <p>13. 開発の均等化を図り、国民の手の届く価格で公共サービスを提供し、奥地・遠隔地の孤立性を排除するために、運輸、通信、電力・エネルギー、上水を含む公共施設・インフラの建設・維持を高める。(経済第17項)</p> <p>14. アグリビジネス、小企業および手工芸の開発、ならびに関連機関の開発、技術の習得および天然資源の利用を通じて農村住民、特に農民と漁民の活性化を行い、村落開発の迅速化を図る。(地域開発第1.d項)</p>	<p>11. 食糧供給能力の向上</p> <p>12. 水利開発</p>	<p>1. 米の生産と備蓄高が継続的に増大し、米以外の炭水化物源食糧および蛋白源食糧の生産と備蓄高も増大する。</p> <p>2. 国民の食糧消費における多様性と品質が向上し、国民1人当たりの米の消費量が低減する。</p> <p>3. 食生活スタイルの質的評価スコアが向上し、食糧不足、栄養不足の家庭数が低減する。</p> <p>4. 市場に出荷する食糧の生産性と品質が向上する。</p> <p>5. 食糧輸入量が低減し、輸入代替用食糧の生産が向上する。</p> <p>6. 食糧関連産業とビジネスが発展する。</p> <p>7. 食糧関連事業の開発に対する民間投資が向上する。</p> <p>8. 食糧供給能力の向上の一環として、捕獲漁業と養殖業の相互支援に基づく漁業システムが確立される。</p> <p>1. 水利システムの管理決定権を住民組織による水利管理機関に委譲するという原則に基づき、水利行政における中央および州、県、市政府の任務と役割が再編される。</p> <p>2. 住民組織による水利管理機関の組織力と水利行政管理技術が強化・活性化され、水利行政におけるより大きな権限を受入れられるようになる。</p> <p>3. 住民組織の水利管理機関に対する水利運営の権限委譲が民主的に促進される。</p> <p>4. 灌漑網の管理費用の調達方法が再編される。</p> <p>5. 農民の収入・福祉向上を目的とする沼地埋立て事業を含め、灌漑網の効果性と効率の拡大、修復、拡張により農業、アグリビジネス、村落活動の促進ならびに食糧充足が図られる。</p> <p>6. 土地利用計画の導入を含めた法規制が強化され、灌漑施設を持つ耕地が他の使用目的に転化されないように保護される。</p> <p>7. 水の供給が増強され、住宅、都市、工業およびその他農業以外の水需要が充足される。</p> <p>8. 洪水防止や海岸浸食防止用のインフラ設備のより効率的、効果的な管理、保全、開発が促</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<p>進される。</p> <p>9. ダム、湖、沼、池、溜め池、およびその他の貯水設備の保全、改修、新設が促進される。</p> <p>10. 河川の機能保全と利用促進を目的とする河川流の整備、改修事業が促進される。</p> <p>11. 地下水と地表水の統合的利用ならびに両者の統合的汚染防止が促進される。</p>
2.	<p>1. 公正で健全競争の原則に基づく市場メカニズムを足場として国民経済システムを開発し、経済成長、社会正義、公共の利益、生活水準、環境保全に留意した持続的開発を重視することにより、事業および労働機会の均等、消費者の権利の保護、および国民に対する公正な待遇を保障する。(経済第1項)</p> <p>2. 全国民と全地方に対して均等な事業と就業の機会を開き、優れた天然資源と人的資源を基盤とした高い競争力を養いながら、あらゆる形態の差別と障害を排斥し、国際的な競争力を高めるための産業、商業、投資政策を開発する。(経済第10項)</p> <p>3. 中小企業および協同組合に対して良好な事業環境と最大限の事業機会を与え、より高度な効率、生産性、競争力を持てるよう能力拡大(エンパワメント)する。国家が与える各種便宜、特に不健全な競合からの保護、教育訓練、ビジネスおよび技術情報、資金、事業開設用地などの提供は選択的に与えるものとする。(経済第11項)</p> <p>4. 実体経済、特に中小企業および協同組合の再起を目的として、インフレ率の抑制、現実的レベルでのルピア・レート安定化、適正な金利と需要に応じた融資提供などを通して、経済救済策と再建策を迅速に行う。(経済第22項)</p> <p>5. 全国民と全地方に対して均等な事業と就業の機会を開き、優れた天然資源と人的資源を基盤とした高い競争力を養いながら、あらゆる形態の差別と障害を排斥し、国際的な競争力を高めるための産業、商業、投資政策</p>	<p>1. 良好な事業環境の創出</p> <p>2. 生産的資源へのアクセス向上</p>	<p>1. 政策、規定の効果性が向上される。</p> <p>2. 中小企業・協同組合の取引コストが低減する。</p> <p>3. 事業分野の多様性が向上する。</p> <p>1. 支援機関のサービス範囲と質が向上される。</p> <p>2. 事業支援ネットワークが改善される。</p> <p>3. 事業パートナーシップが発展する。</p> <p>4. 組合員にとって協同組合の経済的利用価値が上がる。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>を開発する。(経済第10項)</p> <p>6. 中小企業および協同組合に対して良好な事業環境と最大限の事業機会を与え、より高度な効率、生産性、競争力を持てるよう能力拡大(エンパワメント)する。国家が与える各種便宜、特に不健全な競争からの保護、教育訓練、ビジネスおよび技術情報、資金、事業開用地などの提供は選択的に与えるものとする。(経済第11項)</p> <p>7. 中小企業および協同組合に対して良好な事業環境と最大限の事業機会を与え、より高度な効率、生産性、競争力を持てるよう能力拡大(エンパワメント)する。国家が与える各種便宜、特に不健全な競争からの保護、教育訓練、ビジネスおよび技術情報、資金、事業開用地などの提供は選択的に与えるものとする。(経済第11項)</p> <p>8. 経済機構の強化のために、協同組合、民間企業、国営企業間や、大規模、中規模、小規模企業間に相互支援と相互利益をもたらす業務提携に基づくパートナーシップを促進する。(経済第13項)</p> <p>9. 現地資源をもとにした製品の競争力を高めるために、実業界、特に中小企業と協同組合が、わが国独自の技術を含めた科学技術の習得、開発および活用することを促進する。(経済第20項)</p>	<p>3. 零細・中小企業および協同組合における事業家精神と競争力育成プログラム</p>	<p>1. 事業家精神が向上する。</p> <p>2. 零細・中小企業および協同組合の産品の中から、付加価値が高く、輸出志向のものが増える。</p>
3.	<p>1. 適正な金利、抑制されたインフレ率、安定して現実的なルピア・レート、生活必需品、特に大衆向け住宅と食糧の調達、適切かつ庶民の手が届く公共施設の拡充、透明、簡便、安価で迅速な許認可制度を実現するために、調整と調和を重視したマクロ政策とミクロ経済の管理を行う。(経済第6項)</p> <p>2. 実体経済、特に中小企業および協同組合の再起を目的として、インフレ</p>	<p>1. 経済の安定を維持する調整活動の促進</p> <p>2. 国家収入の増大</p>	<p>1. 中期的にインフレ率が国際水準の3-5%に近づく。</p> <p>2. 経済成長を実現し、2004年には6-7%前後の成長率を達成する。</p> <p>1. 国内総生産に対する税収の比率が2004年には16.0%になる。</p> <p>2. 予算外財源から得られた資金の受領に対する取締りが強化される。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>率の抑制、現実的レベルでのルピア・レートの安定化、適正な金利と需要に応じた融資提供などを通して、経済救済策と再建策を迅速に行う。(経済第22項)</p> <p>3. 国家歳入の増加を図り、外国から借款への依存を減らすために、透明性、規律正しさ、公正さ、効率、効果性の原則に立った財政政策を展開する。(経済第7項)</p> <p>4. 国家予算の健全化対策として、予算に関する規律を厳格化し、補助金および外国借款の段階的な削減を行い、公正、公明な累進税による税収の増加と出費の節約を行い、赤字予算の削減を達成する。(経済第23項)</p> <p>5. 生産的経済活動を透明かつ効率的、効果的に遂行するために、政府の海外借款を最も有効に活用する。海外借款の取得のメカニズムと手続きは国民議会の承認を得なければならないと共に、法令によっても規定されなければならない。(経済第9項)</p> <p>6. 国家と国民の能力に留意しつつ、IMF、世界銀行、その他国際金融機関、ならびに債権国と対外債務に関する再協議を行い、再編の迅速化を図る。実践に当たっては国民議会と協議し、透明に行わなければならない。(経済第26項)</p> <p>7. 銀行業界、民間企業が公共サービスおよび経済活動において健全化、信用回復、公正化、効率化を達成できるよう、銀行部門の資本再編および民間部門の企業再編を透明な手段で迅速に行う。(経済第24項)</p> <p>8. 国家資産の効率と生産性を透明な手段で向上させるために、その再編、特に生産された銀行・民間企業の資産再編を推進する。ただその実施については国民議会と協議しなければならず、国家資産の管理も法令で規定されなければならない。(経済第25項)</p>	<p>3. 国家支出の管理効率の向上</p> <p>4. 政府債務の管理</p> <p>5. 金融機関の開発</p> <p>6. 銀行再建</p>	<p>1. 国内総生産に対する補助金の比率が段階的に低減する。</p> <p>2. 国家予算の赤字が段階的に低減し、2004年にはほぼ均衡が取れたものになる。</p> <p>1. 政府の外国借款に関する法令・規則が制定される。</p> <p>2. 外国借款で賄う事業の制度上の問題が低減する。</p> <p>3. 外国借款の中止が低減する。</p> <p>4. デット・サービス・レシオ (Debt Service Ratio)が2004年末までに10%前後になる。</p> <p>5. 国内総生産に対する政府国内外債務の比率を2004年に46%前後になる</p> <p>6. 浪費を抑制し、プライオリティー規程にそつた運用により、債務の効率的、効果的管理が促進される</p> <p>1. 一般住民を対象とする金融機関の数およびサービスの種類が向上する</p> <p>2. 中期的に自己資本比率 (CAR) が最低8%になる。</p> <p>3. 中期的に不良債権 (NPL = non performing loan) の比率が5%前後になる</p> <p>1. 政府資金による銀行増資が2000年に完了する。</p> <p>2. 政府資金による増資を2回以上受ける銀行はない。</p> <p>3. 銀行の自己資本比率 (CAR)、すなわち払込資本と銀行資産の比率が銀行のリスクに照らして適正なレベルに保持される。すなわち、少なくとも2000年には4%、2001年には8%になる。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>9. 銀行業界、民間企業が公共サービスおよび経済活動において健全化、信用回復、公正化、効率化を達成できるよう、銀行部門の資本再編および民間部門の企業再編を透明な手段で迅速に行う。(経済第24項)</p> <p>10. 国家歳入の増加を図り、外国から借款への依存を減らすために、透明性、規律正しさ、公正さ、効率、効果性の原則に立った財政政策を展開する。(経済第7項)</p> <p>11. 国家予算の健全化対策として、予算に関する規律を厳格化し、補助金および外国借款の段階的な削減を行い、公正、公明な累進税による税収の増加と出費の節約を行い、赤字予算の削減を達成する。(経済第23項)</p>	<p>7. 民間債務の解決と監督</p> <p>8. 中央・地方府の均衡財政の施行</p>	<p>4. 不良債権率(NPL)、すなわち融資実現総額に対する不良債権の比率が2001年には5%前後になる。</p> <p>5. 銀行再編の業績向上が達せられ、資産回収率が最適化され、2004年までに回収率70%が達成される。</p> <p>1. 債務再編を果たした企業数が増加する。</p> <p>2. 資産売却を含む銀行再編による債務再編努力の成果として、2004年までに資産回収率が70%になる。</p> <p>3. 民間債務に関する包括的で、正確・タイムリーなデータが整備される。</p> <p>1. 地方住民の基本的ニーズを満たし、地方の権限を実践するために、地方財源支援として均衡予算の地方間割り当てが段階的に実施される。</p> <p>2. 国家予算の赤字削減への努力と平行した財政の地方分権化が実施される。</p>
4.	<p>1. 輸出、特に天然資源に立脚した産業部門の輸出の量と金額を増加させ、国内企業に実害をもたらすことなく金融投資および外国直接投資を誘致するよう、二国間および多国間の経済協力を積極的に協議、推進する。(経済第27項)</p> <p>2. 公正で健全競争の原則に基づく市場メカニズムを足場として国民経済システムを開発し、経済成長、社会正義、公共の利益、生活水準、環境保全に留意した持続的開発を重視することにより、事業および労働機会の均等、消費者の権利の保護、および国民に対する公正な待遇を保障する。(経済第1項)</p>	<p>1. 輸出の促進</p> <p>2. 生産と流通の基盤整備と強化</p>	<p>1. 輸出、特に非石油・ガス産品輸出の金額および量が増大し、2000_2004年の伸び率が年平均11.9%になる。</p> <p>2. 輸出産品の多様化、特に農業、鉱業、漁業を基盤とする輸出産品の多様化が達成される。</p> <p>3. 輸出に対する中小企業の貢献度が高まる。</p> <p>4. 国際貿易を管轄する機関の有効性が高まる。</p> <p>1. 生産・流通部門の付加価値が向上する。</p> <p>2. 事業の生産性が向上する。</p> <p>3. ローカル・コンテンツ(現地調達率)が高まる。</p> <p>4. ジャワ島外地域から産業部門の付加価値貢献度が高まる。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>3. 海洋・農業国としての比較上の長所（農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業）に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。（経済第5項）</p> <p>4. 全国民と全地方に対して均等な事業と就業の機会を開き、優れた天然資源と人的資源を基盤とした高い競争力を養いながら、あらゆる形態の差別と障害を排斥し、国際的な競争力を高めるための産業、商業、投資政策を開発する。（経済第10項）</p> <p>5. 国家歳入の増加を図り、外国から借款への依存を減らすために、透明性、規律正しさ、公正さ、効率、効果性の原則に立った財政政策を展開する。（法律第7項）</p> <p>6. 市場メカニズムを阻む各種の障害を排除し、市場の不完全性を是正するため、規制、公共サービス、補助金、インセンティブを透明に導入し、法規定を制定し、政府としての役割を最大限に果たす。（経済第3項）</p> <p>7. 海洋・農業国としての比較上の長所（農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業）に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。（経済第5項）</p> <p>8. インドネシアの伝統芸術・文化を国家観光促進の基盤とし、一貫してこれを海外に宣伝し、それにより諸外国との友好関係を結ぶための架け橋とする。（社会文化第2.g項）</p> <p>9. 経済、技術、エルゴノミックス、社会文化、省エネルギー、環境保全という基準を適用し、学際的で直接参加的な完全統合方式のアプローチによる観光開発を図る。（社会文化第2.h項）</p>	<p>3. 競合的で非差別的な事業環境の強化</p> <p>4. 市場組織の強化</p> <p>5. 観光開発（第8章「社会文化分野の開発」で解説</p>	<p>1. 競合的事業環境を支援する法令が整備される。</p> <p>2. 工業化戦略の一環としての輸入関税の引下げが実施される。</p> <p>3. 投資、特に外国からの直接投資の阻害要因が低減する。</p> <p>4. 事業開発のための連絡メカニズムとフォーラムが形成される。</p> <p>5. 生産と流通活動に関連した市場とテクノロジーの情報ネットワークが開発される。</p> <p>1. 輸入関税と差別的待遇が低減する。</p> <p>2. 物資とサービスの商取引を支援する法規制が整備される。</p> <p>3. 国内商業の阻害要因が低減する。</p> <p>本プログラムの業績評価指針については「社会文化分野の開発」の章で詳述する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>10. 海洋・農業国としての比較上の長所（農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業）に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。（経済第5項）</p> <p>11. 地方資源に発する製品の競争力を高めるために、実業界、特に中小企業および協同組合において、国家独自の技術を含めた科学技術の習得、開発および活用を促進する。（経済第5項）</p>	<p>6. 産業界における科学技術の向上。</p> <p>7. 技術情報の普及</p>	<p>1. 研究開発費と機材の調達に対する減税規定が設置される。</p> <p>2. 研究開発機関と産業界との業務提携を容易にするための規定が制定される。</p> <p>3. 技術サービスから得られた資金の活用に対するよりフレキシブルな規定が制定される。</p> <p>4. 研究開発機関の波及効果（スピン・オフ）を助長するための規定が制定される。</p> <p>5. 研究開発部門を持つ企業数が増加する。</p> <p>6. 研究開発費の負担に対する産業界の貢献度が向上する。</p> <p>7. ベンチャー資本企業の数が増える。</p> <p>8. 波及効果から生まれる事業家の数が増える。</p> <p>9. 技術サービスを利用する事業家、特に中小企業・協同組合、または現地資源に立脚した自営業者の数が増える。</p> <p>10. 包括的で、正確・タイムリーな基本、セクター別、および特殊な統計データが整備される。</p> <p>1. 事業機会および各種産業、特に現地資源に立脚した地域産業における技術的付加価値の向上に関する情報が普及する。</p> <p>2. 特に中小企業・協同組合を対象とした各種事業融資スキームを補助するための技術情報が普及する。</p> <p>3. 技術情報または技術サービスを利用する事業家数が増大する。</p>
5.	<p>1. 全国民と全地方に対して均等な事業と就業の機会を開き、優れた天然資源と人的資源を基盤とした高い競争力を養いながら、あらゆる形態の差別と障害を排斥し、国際的な競争力を高めるための産業、商業、投資政策を開発する。（経済第10項）</p> <p>2. 輸出、特に天然資源に立脚した産業部門の輸出の量と金額を増加させ、国内企業に実害をもたらすことなく金融投資および外国直接投資を誘致するよう、二国間および多国間の経済協力を積極的に協議、推進する。（経済第27項）</p> <p>3. 国際水準にマッチした法制度を導入し、独立した機関によって監視された、健全、透明、効率的な資本市場を開発する。（経済第8項）</p>	<p>1. 国外および国内投資の向上</p> <p>2. 資本市場組織の整備</p>	<p>1. 国外および国内投資の件数と投資額が向上する。</p> <p>2. より効率的で効果的な投資手続が制定される。</p> <p>3. 各地方への投資が増大する。</p> <p>4. 投資におけるインクリメンタル・キャピタル・アウトプット比（ICOR = Incremental Capital Output Ratio）が低下する。</p> <p>1. 経済活動における資本市場の役割が向上する。</p> <p>2. 資本市場の活動における一般社会の参加が向上する。</p> <p>3. 国際基準が適用適用される。</p> <p>4. 資本市場監督のための独立機関が設立される。</p> <p>5. 法規が厳正に適用される。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>4. (12) 国営企業(BUMN)、特にその経営が公共の利益に直結する公共事業や、国防治安産業、戦略資産の運営、および民間企業や協同組合が参画しないその他の事業分野で活動する国営企業は、効率的、透明、かつ、プロフェッショナルに運営されるよう改善を図る。国営企業のあり方と経営については法令で規定する。(経済第12項)</p> <p>5. 国営企業ならびに地方公営企業、特に公共の利益に直結する企業の健全化を図る。公共の利益に直結しない国営企業については資本市場を通じて民営化を促進する。(経済第28項)</p>	<p>3. 国営企業の再編</p>	<p>1. 財政的に健全な国営企業が創出される。</p> <p>2. 戦略的企業でありながら経営不振の国営企業の活性化に当たり、操業上の業務提携の機会が生まれる。</p> <p>3. 国営企業における政府投資の付加価値の増大および民営化を通して、国の歳入が増大する。</p>
6.	<p>1. 開発の均等化を図り、国民の手の届く価格で公共サービスを提供し、奥地・遠隔地の孤立性を排除するために、運輸、通信、電力・エネルギー、上水を含む公共施設・インフラの建設・維持を高める。(経済第17項)</p> <p>2. 健全で公正な競争を開発し、国民に損害をもたらす独占市場体制や各種のゆがんだ市場体制を回避する。(経済第2項)</p> <p>3. (3) 市場メカニズムを阻む各種の障害を排除し、市場の不完全性を是正するため、規制、公共サービス、補助金、インセンティブを透明に導入し、法規定を制定し、政府としての役割を最大限に果たす。(経済第3項)</p> <p>4. (10) 全国民と全地方に対して均等な事業と就業の機会を開き、優れた天然資源と人的資源を基盤とした高い競争力を養いながら、あらゆる形態の差別と障害を排斥し、国際的な競争力を高めるための産業、商業、投資政策を開発する。(経済第10項)</p>	<p>1. 公共施設・インフラのサービス・レベルの維持</p> <p>2. 公共施設・インフラ部門における再編・改革の継続</p>	<p>1. 維持され、機能するインフラ施設数が増加する。</p> <p>2. 公共サービスのキャパシティー、利用頻度、サービス・タイムが改善される。</p> <p>3. 資源活用度が向上する(%またはユニット数)。</p> <p>4. インフラ施設のネットワークの効率向上(%またはユニット数)</p> <p>5. インフラ施設のキャパシティーが向上する。</p> <p>6. インフラ施設の生産性が向上する。</p> <p>7. 質的基準を満たす公共サービスが増える。</p> <p>8. 公共サービスの安全性が向上する。</p> <p>1. 保全がゆき届いたインフラ施設数が増大し、公共サービスの管理効率が向上する。</p> <p>2. 公共施設・インフラ部門の透明性、責任および効率を向上させるための法規が完備される(電力法、道路法、インフラ法など)。</p> <p>3. 法規が確立される。</p> <p>4. 競争的で透明、そして消費者の手が届く(相互利益をもたらす)料金策定システムが導入される。</p> <p>5. 使用目的と適用対象を的確に規定した(効果的かつ効率的な)補助金制度が導入される。</p> <p>6. 公共サービス部門の国営企業の業績が向上する。</p> <p>7. 健全な国営企業数が増大する。</p> <p>8. 公共サービス部門の国営企業からの国の歳入が増大する。</p> <p>9. 公共サービス部門における資源効率が向上する。</p> <p>10. 関連公共サービス部門のコスト効率化により、有望部門の競争力が向上する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>5. 国営企業(BUMN)、特にその経営が公共の利益に直結する公共事業や、国防治安産業、戦略資産の運営、および民間企業や協同組合が参画しないその他の事業分野で活動する国営企業は、効率的、透明、かつ、プロフェッショナルに運営されるよう改善を図る。国営企業のあり方と経営については法令で規定する。(経済第12項)</p> <p>6. 比較的安価で環境に優しいエネルギー・電力資源の持続的な調達、活用に努め、法令でその管理規定を定める。(経済第15項)</p> <p>7. 国家歳入の増加を図り、外国から借款への依存を減らすために、透明性、規律正しさ、公正さ、効率、効果性の原則に立った財政政策を展開する。(経済第3項)</p> <p>8. 開発の均等化を図り、国民の手の届く価格で公共サービスを提供し、奥地・遠隔地の孤立性を排除するために、運輸、通信、電力・エネルギー、上水を含む公共施設・インフラの建設・維持を高める。(経済第17項)</p>	<p>3. 公共施設・インフラのサービスの向上</p> <p>4. 運輸施設・インフラの建設</p>	<p>11. 公共サービス施設の建設および管理における新規民間投資件数が増大する。</p> <p>12. インフラ部門における新規民間投資件数が増大する。</p> <p>13. 部門ごとの公共料金・価格決定を行う独立機関が設置される。</p> <p>1. 一般社会の所得レベル（購買力）に対応し、手が届く料金の設定を推進される。</p> <p>2. 公共サービスにアクセスできず孤立した地域が低減する。</p> <p>1. 全国、州、県レベルの道路交通網が改善される。</p> <p>2. 国内、国外海運における国内海運企業のシェアが拡大される。</p> <p>3. 交通事故が低減する。</p> <p>4. 運輸サービスの主幹部分における平均スピードが向上する。</p> <p>5. サービス・スケジュールの正確性(%)が向上する。</p> <p>6. 運輸機関の生産性が向上する。</p> <p>7. 運輸機関の輸送キャパシティが拡大する。</p> <p>8. 辺地および人口密集地帯における新たな定期航路が増大する。</p> <p>9. 運輸部門の透明性、責任、効率を高めるために、部門の改革・再編を支援する統合的な運輸関連法規が整備される。</p> <p>10. 競争的で透明、そして消費者の手が届く（相互に利益をもたらす）料金政策が導入される。</p> <p>11. 運輸サービス料金・価格の決定を行う独立機関が設置される。</p> <p>12. 運輸部門における新規民間投資が向上する。</p>
7.	<p>1. 公正で健全競争の原則に基づく市場メカニズムを足場として国民経済システムを開発し、経済成長、社会正義、公共の利益、生活水準、環境保全に留意した持続的開発を重視することにより、事業および労働機会の均</p>	<p>1. 海洋開発</p>	<p>1. 海岸地帯や辺境の島の住民や漁民の所得が増大する。</p> <p>2. 海岸地帯と小島の漁業資源の実質的価値の向上、ならびに海洋・漁業部門の製品・サービスの役割が向上する。</p> <p>3. 海岸地帯や小島のステータスが確定する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>等、消費者の権利の保護、および国民に対する公正な待遇を保障する。(経済第1項)</p> <p>2. 海洋・農業国としての比較上の長所(農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業)に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。(経済第5項)</p> <p>3. 開発の均等化を図り、国民の手の届く価格で公共サービスを提供し、奥地・遠隔地の孤立性を排除するために、運輸、通信、電力・エネルギー、上水を含む公共施設・インフラの建設・維持を高める。(経済第17項)</p> <p>4. アグリビジネス、小企業および手工芸の開発、ならびに関連機関の開発、技術の習得および天然資源の利用を通じて農村住民、特に農民と漁民の活性化を行い、村落開発の迅速化を図る。(地域開発第1.d項)</p> <p>5. 天然資源を管理し、世代から世代へ国民福祉の向上に役立つよう、その維持力を擁護する。(天然資源および環境第1項)</p> <p>6. 天然資源および環境の保全、リハビリ、節約、ならびに環境に優しいテクノロジーの導入により、資源活用の向上を図る。(天然資源および環境第2項)</p> <p>7. 天然資源の選択的な管理および環境の保全に関する権限を中央政府から地方政府に段階的に委譲し、これらを法規制で規定し、生態系(エコシステム)の質の保持を図る。(天然資源および環境第3項)</p> <p>8. 環境の機能とバランスの保全、持続可能な開発、地域社会の経済的利益と文化、ならびに区域開発計画に留意し、これらを法規制で規定し、国民の繁栄のために天然資源を最大限に活用する。(天然資源および環境第4項)</p>	<p>2. 森林および耕地の開発と管理</p>	<p>4. マングローブ林、珊瑚礁などの資源の住民ベースの管理事業が促進する。</p> <p>5. 海岸・海洋資源の持続可能な管理・活用について国民の自覚・理解が促進する。</p> <p>6. 海岸・海洋地帯の住民経済において海洋保護地域や保存地域の役割が向上する。</p> <p>7. 海洋部門における投資促進と事業チャンスが拡大する。</p> <p>8. 海岸・海洋地域の資源に対する効率的で持続可能な管理・運営を促進するための地方分権が実現する。</p> <p>9. 陸、海岸、海洋をひとつとした統合的地域開発が実現し、これらの区域と資源の調和のとれた活用が達成される。</p> <p>10. 住民のために、辺地の島嶼、珊瑚礁、漁業資源の最大かつ継続的な有効利用を推進する</p> <p>11. 漁業、海岸および海洋資源の利用に対する監督が向上する。</p> <p>1. 生産性の低い林業地の管理、住民経営林(hutan rakyat)が開発され、地元社会に密着した森林の管理が向上する。</p> <p>2. 林業産品の実質的価値が向上し、林業産品およびサービスの役割も向上する。</p> <p>3. 国民経済における保護林と保存林の役割が向上する。</p> <p>4. 森林の盗伐、不法伐採、および火災が減少する。</p> <p>5. 住民の認知に基づく森林地域ステータスの確立が促進される。</p> <p>6. 森林管理システムが再編される。</p> <p>7. 林業および伐採業の効率が向上する。</p> <p>8. 効率的で自然保護に留意した森林管理を促す地方分権が実現する。</p> <p>9. 林業部門における投資および事業チャンスが増大する。</p> <p>10. 雇用の拡大と住民所得の向上が達成される。</p> <p>11. 耕地・森林の活用に当たり、利用と保存のバランスが向上する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	<p>9. 海洋・農業国としての比較上の長所（農業全般、林業、鉱業、観光産業、小規模工業および手工業といった地方別の優良産業）に基づく競争力をつけながら、テクノロジーの進歩に見合ったグローバル志向の経済開発を推進する。（経済第5項）</p>	<p>3. 水利資源の開発と管理</p> <p>4. 鉱物資源の利用</p>	<p>12. 耕地・森林の活用と管理において、保存地域、保護地域の機能が維持され、生物多様性の保全が達成される。</p> <p>13. 農業、林業における破損耕地が減る。</p> <p>14. 耕地に対する権利が確立される。</p> <p>15. 土地に関する係争が減る。</p> <p>16. 土地の統合的な管理ができる住民組織が開発される。</p> <p>1. 水資源に関する各種関連機関、およびその開発、管理に関する法規を整備しなおし、公正な水の使用権が確立される。</p> <p>2. 効率と効果性の向上、操業の自立、貯水施設や天然水源の維持と保全による水資源の利用と生産性が向上する。</p> <p>1. 鉱物資源部門の持続可能な開発を推進するに十分な法規が整備される。</p> <p>2. 鉱物資源の生産と輸出が増大する。</p> <p>3. 鉱物資源の経営効率が向上する。</p> <p>4. 鉱物資源部門の投資が増大する。</p> <p>5. 地方自治体にとっての経済開発ならびに地方独自収入向上の機会が増大する。</p> <p>6. 国内にある鉱業および地質学センターによって支援された施設・インフラ、技術が整備される。</p> <p>7. 環境保護の視野を持つ鉱業事業モデルが実現する。</p>